

平成 29 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 30 (2018) 年 3 月
植草学園大学

植草学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1 使命・目的等	6
基準2 学生	21
基準3 教育課程	44
基準4 教員・職員	60
基準5 経営・管理と財務	65
基準6 内部質保証	73
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	74
基準A 地域社会との連携及び地域社会への貢献	74
V. 法令等遵守状況一覧	80
VI. エビデンス集一覧	90
エビデンス集 (データ編) 一覧	90
エビデンス集 (資料編) 一覧	90

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 植草学園建学の精神

植草学園は、明治37年11月に第一歩を踏みだして以来、120年になんなんとする歴史がある。その歴史の中で培ってきた建学の精神は、次のとおりである。

「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成を目指すとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」

2. 大学の基本理念

(1) 徳育を教育の根幹とする

教育基本法第二条に教育の目標が示されており、その第一項に「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」とある。この中に、知育、徳育、体育の三つが述べられている。

本学は、この三つのうち徳育を教育の根幹にすえて教育活動を進めている。

徳育によって、人間として自己を確立すること、他者への思いやりの心を持つこと、物事や出来事に感じる心を持ち行動することなど、心を養い行動に移す力を育んでいる。

このことは、知育や体育を軽んずるというのではなく、徳育がそれらの根底にあるという意味である。平和を愛し、人間を愛する情操や道徳心が根幹にあってこそ、知識や技術を人類にとって有意義なものとし、平和な社会を築くことができる。

心の通う質の高い大学生活を通して、ともに生きる心を培い、人間性を磨き、高めることによって、道徳心、倫理観ははぐくまれるのであり、善を行い悪を排する確かな道徳的実践力を学生は身につけることができる。

大学は高等教育機関であり、同時に学術研究機関である。その教育と研究成果を生かして、社会の発展に役立つ人材を育成することが大学の役割である。

本学学生には、本学における学びを通じて、高い道徳心、倫理観に根ざして、身につけた知識や技能を自らの人生、自らの職業に生かし、豊かな文化を進展させる社会人として、また、個性豊かな人格を備えた人間として自立することを期している。

(2) 共生社会の実現を目指す

人間は社会の中で生きている。世界には、さまざまな信条、さまざまな社会体制や生活習慣、さまざまな言語や文化活動がある。日本には日本の歴史や文化がある。ある文化が異文化と接触したとき、新たな文化が進展することがある。しかし、しばしば混乱や戦争が起こることもある。歴史を振り返れば、多くの戦争があり、文化が興亡してきた。その変化の中に人間にとって幸福なこともあるが、数え切れない悲しみがある。21世紀の現代に至っても世界の各地に紛争が絶えず、多くの人が苦しんでいる。

誰もが平和で安心して生きることができる社会、幸福感を持って生きることができる社会、すなわち、ともに生きる社会（共生社会）の実現は、人類の悲願である。その実現の基盤として個人の道徳観・倫理観の確立が必須である。その上で、他者を思いやり、助け合う心と現実を改善するための行動力を身につけることが必要である。

このような意味を込めて、学則に「共生社会の実現に寄与する人材を養成する」と謳っている。

共生社会は、幼い子どもも高齢の人も、生活や学修上の障害や困難性のある人も、ない人も、ともに豊かに生きることができる社会である。福祉思想や社会観の進歩に伴い、障害などのある人もない人も、地域でともに生きることを当たり前のこととする思潮が広まりつつある。本学は、そのような共生社会の実現を目指している。

現実の社会で主体的・自立的に生きることは、障害や困難性の有無にかかわらず、すべての人の権利である。この権利の実現には、教育、福祉、保健医療の各分野からの支援が必要不可欠である。本学は、その実現を目指して、発達教育学部と保健医療学部とを設置している。教育・福祉・保健医療の各分野において、この理念のもとに社会の発展に寄与する有為な人材の養成をする。

3. 大学の使命・目的

学園建学の精神及び大学の基本理念を実現するために、二つの学部を置き、それぞれ以下の人材を養成する。

(1) 社会のニーズに応える

発達教育学部・発達支援教育学科においては、障害や困難性のある子どもにも、ない子どもにも、一人ひとり的確に対応できる小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士等を養成する。

保健医療学部・理学療法学科においては、障害児・者、高齢者等の運動障害に的確に対応できる理学療法士を養成する。

この2学部・2学科が目指す教育研究と人材養成は、まさに今日の社会のニーズに応えるものである。

(2) 高い専門性を身につけ、心豊かな優しい支援者を育成する

本学は、障害等についての学びを深め、障害や困難性に関する高い専門性を身につけ、子どもや高齢者、障害児・者等に的確に対応できる支援者、心豊かな優しい支援者を養成することを目指している。加えて、幅広い教養と確かな人間観と共生社会を実現しようとする実践力を備えた人材の養成を期している。

4. 大学の個性・特色

本学は、これからの我が国の社会において、子どもの教育・保育の充実及び高齢社会における保健医療・福祉の向上が、極めて重要な役割を持つこととなることに鑑み、これらの分野に寄与することを目指して発達教育学部と保健医療学部の2学部を設置している。

2学部は、ともに我が国の社会の将来を見据えて、その向上に寄与しようという共通点を持って、同じキャンパス内で教育研究活動を展開している。この点は、本学の大き

な特色である。

発達教育学部における特色は、第一に、子どもの発達と教育は同時に進行するものであることを踏まえ、教育と保育とを総合的に把握した教育研究を推進する点である。第二に、生活や学習上に困難性を持つ子どもの増加傾向に対応できる人材を養成することをねらいとして、特別支援に関する教育研究を充実させている点である。

保健医療学部における特色は、第一に、理学療法に関する専門学科として、先進的な研究を推進するとともに、この分野で指導的な高度の知識と技能を持った人材を養成することである。第二に、基礎的、応用的な研究の成果を臨床の場で活用できる技術的開発を行い、地域の医療機関との連携を深め、地域医療の充実に寄与することである。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

- | | |
|--------------|--|
| 明治 37 年 11 月 | 植草学園の源流である「千葉和洋裁縫女学校」を千葉県千葉町（現千葉市中央区院内）に設立 |
| 昭和 21 年 9 月 | 千葉市弁天町（現千葉市中央区弁天）に移転 |
| 昭和 23 年 6 月 | 「千葉和洋裁縫女学校」を「植草文化服装学院」に改称 |
| 昭和 23 年 10 月 | 植草文化服装学院の組織を財団法人とする。 |
| 昭和 25 年 10 月 | 植草文化服装学院が「高等学校家庭科教員免許指定校」に指定される。 |
| 昭和 26 年 1 月 | 財団法人を「学校法人植草学園」に組織変更 |
| 昭和 34 年 4 月 | 「植草家政専門学院」を設立 |
| 昭和 47 年 4 月 | 「植草幼児教育専門学院」及び「植草学園幼稚園」を設立 |
| 昭和 47 年 10 月 | 「植草学園幼稚園」を「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」に改称 |
| 昭和 51 年 4 月 | 学校教育法の改正により、専修学校制度が発足し、校名を改称
「植草文化服装学院」は「植草文化服装専門学校」となる。
「植草家政専門学院」は「植草家政高等専修学校」となる。
「植草幼児教育専門学院」は「植草幼児教育専門学校」となる。
「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」は「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」となる。 |
| 昭和 52 年 4 月 | 「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を千葉市高洲（現千葉市美浜区高洲）に設立 |
| 昭和 54 年 4 月 | 「文化女子高等学校」を設立 |
| 昭和 57 年 3 月 | 「植草家政高等専修学校」を廃止 |
| 昭和 60 年 4 月 | 「文化女子高等学校」を「植草学園文化女子高等学校」に改称 |
| 平成 9 年 3 月 | 「植草文化服装専門学校」を廃止 |
| 平成 11 年 4 月 | 「植草学園短期大学」を設置（千葉市若葉区小倉町） |
| 平成 13 年 4 月 | 福祉学科（地域介護福祉専攻，児童障害福祉専攻）を設置
植草学園短期大学に専攻科児童障害福祉専攻を設置 |

植草学園大学

- 平成 15 年 4 月 植草学園短期大学専攻科の「児童障害福祉専攻」を「特別支援教育専攻」に改称
- 平成 20 年 3 月 植草幼児教育専門学校を廃止
- 平成 20 年 4 月 「植草学園大学」を設置（千葉県若葉区小倉町）
発達教育学部発達支援教育学科，保健医療学部理学療法学科を設置
「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」を「植草学園大学附属弁天幼稚園」に改称
「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を「植草学園大学附属美浜幼稚園」に改称
- 平成 21 年 1 月 植草学園大学図書館（大学・短期大学共用）を開設
- 平成 21 年 4 月 植草学園短期大学に専攻科介護福祉専攻を設置
「植草学園文化女子高等学校」を「植草学園大学附属高等学校」に改称
「植草弁天保育園」を設置（千葉市中央区弁天）
- 平成 21 年 10 月 植草学園大学相談支援センターを開設
- 平成 26 年 4 月 植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センターを開設
- 平成 27 年 4 月 植草学園大学相談支援センターを改組し，植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センターを開設
- 平成 28 年 4 月 植草学園大学附属弁天幼稚園と植草弁天保育園を幼保連携型認定こども園 植草学園大学附属弁天こども園に移行
千葉県生涯大学の指定管理者として運営を開始
- 平成 29 年 4 月 収益事業「独立行政法人国立病院機構千葉医療センター院内保育所（運営業務委託）」開始

2. 本学の現況

- ・ 大学名 植草学園大学
- ・ 所在地 千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3
- ・ 学部構成

学 部	学 科
発達教育学部	発達支援教育学科
保健医療学部	理学療法学科

植草学園大学

・ 学生数， 教員数， 職員数

学部・学科の定員（入学・収容）及び入学者・在学者数 （各年度5月1日現在）

学部・学科等の名称		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考	
発達教育学部	発達支援教育	入学定員	140	140	140	140		
		入学者数	154	131	133	139	132	
		収容定員	560	560	560	560	560	
		在学者数	552	547	548	560	520	
保健医療学部	理学療法学科	入学定員	40	40	40	40	40	
		入学者数	46	45	46	27	51	
		収容定員	160	160	160	160	160	
		在学者数	201	194	176	160	164	
合計		入学定員	180	180	180	180	180	
		入学者数	200	176	179	166	183	
		収容定員	720	720	720	720	720	
		在学者数	753	741	724	720	684	

・ 教員数

（平成29年5月1日現在）

学部・学科等	専任教員数					助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計		
発達教育学部・発達支援教育学科	11	9	3	1	24	1	
設置基準数（別表第一）	5	5			10		
保健医療学部・理学療法学科	6	3	2	3	14	1	
設置基準数（別表第一）	6	6			12		
大学全体設置基準数（別表第二）	6	5			11		
計	17	12	5	4	38	2	
設置基準数	17	16			33		

・職員数

(平成 29 年 5 月 1 日現在)

	正職員		嘱託		パート(アルバイトを含む)		派遣		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	19	18	1	11	8	20	0	1	28	50
合計	37		12		28		1		78	
%	47.4		15.4		35.9		1.3		100.0	

注 職員数は学校基本調査では、大学担当職員及び短大担当職員と区分して表示しているが、本資料では大学及び短大の担当職員の合計者数を表示している。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神に基づいて学則第 1 条に明確に示してある。また、設置している両学部（発達教育学部と保健医療学部）の教育目的は、それぞれの学部規程第 2 条に明確に、また、簡潔な文章として定めてある。

(【資料 1-1-1】平成 29 年度植草学園大学履修要項 P.91)

「植草学園大学の使命・目的等」

植草学園大学（以下「本学」という。）は、我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、広く知識を受け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の文化の発展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成することを目的としている。

(【資料 1-1-2】植草学園大学学則第 1 条)

学則第 1 条の「広く知識を受け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授

研究し」と述べている部分が、教育研究に関する目的を表し、「我が国の文化の進展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成」と述べている部分が、社会に対する使命を表している。

また、学部教育の目的は、学則に基づきながら、これを一層具体化し明確にしたものである。

1-1-② 簡潔な文章化

両学部とも、当該学部の専門領域を生かし、養成する人材像に配慮して、次のように簡潔な文章で明確化してある。

「発達教育学部の教育目的」

本学部は、幼児及び児童等の保育と教育に関し、専門的な知見と能力を備え、特に生活上学習上の障害や困難性に関する理解と対応能力又は知的障害等発達障害、肢体不自由及び病弱に関する専門的な知見と支援能力を備え、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭等として、保育及び教育の向上に寄与する人材を養成するとともに、幼児及び児童等の成長と発達並びに障害や生活上の困難性等に関する研究及びそれらの関連領域に関する研究を推進することを目的とする。

（【資料 1-1-3】発達教育学部規程第 2 条）

「保健医療学部の教育目的」

本学部は、人間性の尊重を基本に、保健医療福祉の科学的知識と技術を追求し、より豊かな社会の創造的担い手となる医療専門職を育成するとともに、医療に関する学術研究を推進し、医療技術の進歩に寄与することを目的とする。

（【資料 1-1-4】保健医療学部規程第 2 条）

以上の状況から、使命・目的及び教育目的については、明確性が確保され、簡潔な文章化ができてしていると判断している。

1-1-③ 個性・特色の明示

発達教育学部の使命・目的は、子どもの成長・発達と子どもの教育とを総合的に把握し、少子社会における子どもの教育及び保育の分野において有為な人材を養成しようとするものである。特に、種々の困難性や障害を持つ子どもが増加傾向にあり、特別な配慮と支援の必要性が高まっている。このような状況に適切に対応できる人材を養成することが本学部の個性であり特色である。この特色は、大学の社会的使命という観点からも適切である。また、この特色は、学部規程に具体的に明示してある。

保健医療学部の使命・目的は、理学療法の教育研究を通して、人間性に優れた理学療法士を養成し、高齢社会に貢献しようとするものである。千葉地域を中心とした理学療法の普及・高度化に寄与しようとするもので、大学の使命として適切である。また、人間性に優れた医療職を養成するという特色は、学部規程に明示してある。

1-1-④ 変化への対応

大学が社会に対する使命を持ち、目的を持った教育研究活動をしている以上、社会における必要性の変化に応じて使命・目的を再検証し、改善するという姿勢を常時、保持していることが必要である。また、大学は、教育研究機関として将来を予測し、よりよい社会の実現を目指して一歩先を行く施策の基盤形成にも寄与しようとする気概を持つべきである。この原則に基づいて、将来構想や中期計画を立案する中で状況の変化に対応していく。

中長期的な方針と計画を立てる組織として、常務会の下に植草学園将来構想等検討会議が設置されており、学園全体の将来構想及び中期計画を審議する。大学では将来構想検討委員会において大学の将来構想を検討している。これらの会議は、年1~2回開催している。また、これらの会議開催の前に大学運営協議会や大学・短期大学運営会議において、将来構想について意見交換を行い、将来進むべき方向に関する認識を共有するようにしている。

（【資料 1-1-5】学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）

なお、平成 23 年度に、大学将来構想検討委員会の示す構想に基づいて平成 29 年度までを想定した「中期目標・中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）」を策定した。25 年度には、これを見直し「植草学園大学 教育研究に関する中期目標・中期計画（平成 26 年度版）」を作成した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成 20 年に開学した。開学に当たって、我が国のこれからの社会を予測して、本学が果たすべき使命・目的等を設定しており、その必要性・重要性は一層高まっている。当面、使命・目的について改善の必要があるとは考えていない。これまでの成果を踏まえて、一層教育面においても研究面においても、また施設・設備の面においても強化充実させていくべきである。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

大学設置を構想し、設置準備を進める段階から理事長、学長、事務局長等が綿密に社会情勢を分析し、建学の理念が社会に浸透することを目指して、議論を重ね、大学の基本的な方針を定めたもので、理事会、評議員会においてもその方針が審議され、支持さ

れた。

大学開設の際には、全ての教員及び職員に大学設置の趣旨（使命・目的等を含む）を説明した。その後も、毎年度当初に全教職員に対して、理事長或いは学長が説明し、使命・目的等の一層の浸透を図っている。また、年度ごとに年度計画を定めている。その中で本学の使命・目的の実現に向けて教育研究活動を展開しており、役員及び教職員の理解と支持の元で計画を進めている。

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的は、学内に対しては教授会及びFD研修会において採りあげて説明し、周知を図っている。教職員は、その意を体して業務に当たっており、支持されている。学外に対しては、冊子『大学案内』、インターネットを利用したホームページ、教育情報の公表（ホームページに掲載）、大学ポートレート、学校説明会、オープンキャンパス、公開講座、実習校・実習施設との連絡調整会議など、さまざまな機会を捉えて周知を図っている。

オープンキャンパスにおける高校生の声や高等学校教員の声から、本学が福祉、幼児教育、特別支援教育、保健医療福祉に特徴があるという認識が浸透しつつあることが感じられる。

また、両学部の卒業者は、それぞれの専門性を生かした学校、幼稚園、保育所、医療機関等へ就職しており、専門職への就職率が高い（発達教育学部 80.0%、保健医療学部 100%程度。本誌 33 ページ参照）状態が継続されており、教育目的が有効に機能している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学園将来構想等検討会議及び大学将来構想検討委員会において、中期・長期的な計画を検討している。その議論は、建学の精神とともに本学の使命・目的に照らして検討されており、計画の中に反映されている。

中期計画への使命・目的及び教育目的の反映状況については、次のような関係として整理できる。

使命・目的	中期計画
<p>植草学園大学学則第1条</p> <p>植草学園大学は、我が国の伝統と文化に基づく<u>徳育</u>を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、<u>広く知識を授け、人格の陶冶</u>を図るとともに、<u>深く専門の学芸を教授研究</u>し、もって我が国の社会の発展及び文化</p>	<p>学校法人植草学園中期計画（平成 24～29年度）（抜粋）</p> <p><大学・短期大学></p> <p>(1)教育の質の向上に向けた教育体制の強化 <u>学生の思考力や知性を鍛え、専攻分野の実践的能力を高めるために「学位授与」「教育課程」「入学者受け入れ」の各方針に基づくカリキュラムの改善、単位の実質化、教育方法の</u></p>

<p>の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。</p>	<p>改善，成績評価の厳格化，教員の教育力向上などに総合的に取り組む。</p> <p>また，学生の入学時の学力や学習成果・到達度を把握し，学生の主体的学修態度を育成することにより学習時間の増加・確保を図る。</p>
------------------------------------	---

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づいて，28年度までのポリシーについて再検討を行い，29年度から通用する新たなポリシーを策定し，周知している。

改訂の主なねらいは，3つのポリシーの整合性を取ることを主眼とし，両学部とも資格や免許を取得させるに当たって，職業現場の体験を強化し，社会人，職業人としての意識の向上を図ることにあつた。学外における実習や職場体験によって，職業に関する学生の意識が大きく変わることが多い。このことを生かして，早期から職場体験をできるようにカリキュラム中に進路に関わるボランティア体験を単位認定できる科目を置いたり，現職者を招いた授業を展開したりできるようにした。また，キャリアとしての資質や能力を養う科目を開設した。このことは，学生の勉学意欲の向上につながると考えてのことである。現行のカリキュラム・ポリシーは，このようなディプロマ・ポリシーの改訂を受けて明文化したものである。また，このような考えから作られているカリキュラム・ポリシーは，本学の使命・目的を具現化するものである。

なお，発達教育学部，保健医療学部の両学部において，それぞれ三つのポリシーを策定し，学部学科の特色に基づいて具体化している。学部の教育目的は，それぞれのポリシーに反映されているが，「徳育・教育」「障害支援」に関するポリシーは，両学部の共通事項としている。その関係は以下のとおりである。

発達教育学部の教育目的	発達教育学部の三つのポリシー
<p>発達教育学部規程第2条</p> <p>本学部は、<u>幼児及び児童等の保育と教育に関し、専門的な知見と能力を備え、特に生活上学修上の障害や困難性に関する理解と対応能力</u>または知的障害等発達障害、肢体不自由及び病弱に関する専門的な知見と支援能力を備え、<u>保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭等</u>として、保育及び教育の向上に寄与する人材を養成するとともに、幼児及び</p>	<p>卒業認定・学位授与方針（ディプロマポリシー）</p> <p>徳育を教育の根幹とする学園建学の精神，学則第1条及び発達教育学部規程第2条に定める教育目的を達成することを基本理念とし，以下に掲げる資質及び能力を身につけ，所定の単位を修得した学生に卒業を認定し，学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [徳育・教育] 豊かな人間性に基づく道徳心・倫理観を有し，幅広い教養を有すること 2. [障害支援] 障害等による困難性のある子供を支援できる力を有すること 3. [共生社会] 共生社会の実現を目指し，インクルーシブ教育システムの観点から，全ての子供の教

<p>児童等の成長と発達並びに障害や学習上生活上の困難性等に関する研究及びそれらの関連領域に関する研究を推進することを目的とする。</p>	<p>育・保育の質の向上及び地域社会の進展に貢献する使命感を有すること</p> <p>4. [資質・能力] 豊かな教養及び専門分野において必要とされる資質・能力を有するとともに、確かな知識・技能に基づいた実践力を有すること</p> <p>5. [キャリア形成] 社会人・職業人としての資質・能力を備え、生涯にわたって成長できる力を有すること</p> <p>教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)</p> <p>卒業認定・学位授与の方針に掲げる資質・能力を修得させ、教育上の目的を達成するために授業科目を以下の科目の構成、学修内容、学修方法等によって体系的に編成する。</p> <p>【資料1-3-1】植草学園大学：三つのポリシー</p> <p>特に育成する資質能力等と授業科目との関係は次のようにディプロマ・ポリシーと整合性を取っている。</p> <p>□科目の構成と学修内容</p> <p>ア. 教養教育科目</p> <p>基礎科目及び体育スポーツ科目、国際コミュニケーション科目、基礎演習科目を通じて広く豊かな教養を身につけ、身体の健康を保ち、コミュニケーション能力を高める。</p> <p>授業科目「人間と道徳」及び「日本国憲法」を必修科目とする。</p> <p>多方面の教養科目を通じて幅広い教養を身に付ける。</p> <p>基礎演習科目には、初年次教育及びリメディアル教育の内容を含め、大学における学修の基盤を形成する。</p> <p>イ. 専門教育科目</p> <p>学修内容の程度に応じて専門基礎科目と専門科目に区分する。専門分野に従って専攻・コースを設ける。又、学修の体系に応じて必修科目、選択科目の区分を設け、併せて学修の順序に応じて履修学年を指定する。</p> <p>・専攻は、小学校教育専攻（小学校教育諭養成）、特別支援教育専攻（特別支援学校教諭養成）、幼</p>
---	--

	<p>児・保育専攻（幼稚園教諭，保育士養成）の3専攻を置く。</p> <p>ウ．特別支援教育科目 本学部の特長である障害等のある子供への支援能力を育成するために，特別支援教育に関する科目をすべての専攻において学修するものとする。</p> <p>エ．キャリア形成及び主体的学修 社会人・職業人としての資質・能力を育成するために，キャリア形成を促進するための科目を設けるとともに，進路に応じたボランティア活動，インターンシップ活動を認定する科目を設け，学生の主体的な学修を支援する。</p> <p>オ．専門ゼミナール及び卒業研究 学士課程における学修の専門性を深め，課題を分析，考察する能力を高めるために，必修科目として「専門ゼミナール」及び「卒業研究」を設ける。</p> <p>□学修方法 ・学内における授業は，講義，演習，実験・実技に区分して行う。学生の主体的な学修を促し，学修効果を高めるため，これらの方法を交えたり，教育機器やICT技術を用いたりして行う。 ・学外において，学校や施設を見学したり，実習によって職業を体験する機会を設け，職業人としての実践的な能力を高める。</p> <p>□学修成果の評価 ・学生個人の学修成果の評価 科目の修得状況については，修得科目数及びGPA値等によって評価する。 ・学部・学科の教育成果の評価 年度ごと，学年ごとに履修者数，修得者数，GPA値及び学生による授業評価等によって評価する。 資格，免許取得状況については，年度ごとに関連の模擬試験，採用試験結果等を参照して評価する。</p> <p>□育成する資質・能力等と授業科目との関係 ア．教養教育及び共通に育成する資質・能力等</p>
--	---

	<p>1. [徳育・教養] 豊かな人間性に基づく道徳心と高い倫理観をもつ人材を育成することについては、全ての授業科目において留意して教育に当たるとともに、特に「人間と道徳」の授業において建学の精神を含めて学修する。又、教養科目を通じて幅広い教養を身に付ける。</p> <p>2. [障害支援] 専攻にかかわらず、全ての学生が障害等による困難性のある子供を支援できる力を身に付けるために、特別支援教育に関する科目を指定した単位数修得する。</p> <p>3. [共生社会] 共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システムの観点から、全ての子供の教育・保育の質の向上及び地域社会の発展に貢献できる力を育成するために、「インクルーシブ教育論」「インクルーシブ保育」等の科目を学修する。</p> <p>イ. 専門科目において育成する資質・能力等については、専攻別に以下の区分によって科目を構成する。</p> <p>4. [小学校教育に関する資質・能力]</p> <p>4-1 教科及び教科の指導法に関する科目</p> <p>4-2 教育の基礎的理解に関する科目</p> <p>4-3 道徳，総合的な学習の時間，生徒指導，教育相談等に関する科目</p> <p>4-4 教育実践及びキャリア形成に関する科目</p> <p>5. [特別支援教育に関する資質・能力]</p> <p>5-1 基礎理論に関する科目</p> <p>5-2 知的障害，肢体不自由及び病弱の領域に関する科目</p> <p>5-3 前項以外の障害の領域に関する科目</p> <p>5-4 教育実践及びキャリア形成に関する科目</p> <p>6. [幼児教育に関する資質・能力]</p> <p>6-1 領域及び保育内容に関する科目</p> <p>6-2 教育の基礎的理解に関する科目</p> <p>6-3 道徳，総合的な学習の時間，生徒指導，教育相談等に関する科目</p> <p>6-4 教育実践及びキャリア形成に関する科目</p>
--	---

	<p>7. [保育士に関する資質・能力]</p> <p>7-1 保育の本質・目的に関する科目</p> <p>7-2 保育の対象の理解に関する科目</p> <p>7-3 保育の内容・方法に関する科目</p> <p>7-4 保育の表現技術に関する科目</p> <p>7-5 保育実習・総合演習及びキャリア形成に関する科目</p> <p>8. 「専門ゼミナール」「卒業研究」 専門領域の知識や理解を深め、課題解決力を高める科目</p> <p>9. [キャリア形成] 社会人・職業人としての資質・能力を主体的に形成していくために、「キャリア演習」「インターンシップ」等の科目を学修する。</p> <p>入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）</p> <p>1. 自らの人間性を磨き道徳心を高め、社会人としての使命感や倫理観を大切にし、自ら向上しようと努力する人</p> <p>2. 子供の教育や保育に関心があり、将来、教員や保育士等子供の成長や発達に関わる職業を目指す人</p> <p>3. 障害等による困難性のある子供の支援に関心があり、よりよい社会の実現に寄与しようとする意思のある人</p> <p>4. 高等学校段階の基礎的な学力を有し、自ら課題を発見、探求し、解決するために必要な力（思考力、判断力、表現力等）を高めようと努力する人</p> <p>5. 自らの健康を保ち、大学における学びに主体的に取り組み、多様な人々と協調して学ぶことができる人</p>
<p>保健医療学部の教育目的</p>	<p>保健医療学部の三つのポリシー</p>
<p>保健医療学部規程第2条 本学部は、人間性の尊重を基本に、保健医療福祉の科学的知識と技術を追求し、より豊かな社会の創造的担い手となる<u>医療専門職</u>を育成するとともに、医療に関する学術研究を推進し、医療技術の</p>	<p>卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー） 徳育を教育の根幹とする学園建学の精神、学則第1条及び保健医療学部規程に定める教育目的を達成することを基本理念とし、以下に掲げる資質及び能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <p>1. [徳育・教養] 人間や社会に対する理解や生命</p>

<p>進歩に寄与することを目的とする。</p>	<p>の尊厳について深く認識し、高い道徳心と倫理観を有すること</p> <p>2. [障害支援] 共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援できる力を有すること</p> <p>3. [知識・技能・実践力] 保健・医療について広い視野を持ち、リハビリテーション領域における正しい知識・確かな技能及び知識・技能に基づいた実践力を有すること</p> <p>4. [チーム医療・地域貢献] チーム医療を発展させると共に関連する諸機関や人々との連携を保ち地域社会に貢献する能力を有すること</p> <p>5. [科学的思考の形成と発展] リハビリテーションの発展に寄与できる科学的思考・論理的解析能力を有すること</p> <p>6. [生涯探究心の育成] 生涯にわたり医療専門職として成長できる能力を有すること</p> <p>教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー) 卒業認定・学位授与の方針に掲げる知識・技能、資質などを修得させ、教育上の目的を達成するために授業科目を以下の科目の構成、学修内容、学修方法等によって体系的に編成する。</p> <p>【資料1-3-1】植草学園大学：三つのポリシー 特に育成する資質能力等と授業科目との関係は次のようにディプロマ・ポリシーと整合性を取っている。</p> <p>□科目の構成と学修内容</p> <p>ア. 教養教育科目</p> <p>建学の精神を学修する科目として「人間と道徳」を必修とする。学部の専門教育科目の基礎知識として「心理学」「基礎生物学」「統計学入門」及び「コミュニケーション論」を必修科目とする。</p> <p>その他の教養教育科目においては広い教養を身につけ、体育スポーツ科目においては心身の健康を保ち、国際コミュニケーション科目においてはグローバルコミュニケーション能力を高める。</p> <p>基礎演習科目においては、初年次教育及びリメディアル教育の内容を含め、大学における学修の</p>
-------------------------	---

	<p>基盤を形成する。</p> <p>イ. 専門教育科目</p> <p>基礎医学, 臨床医学及び社会医学を学ぶ専門基礎科目と理学療法知識と実践を学ぶ専門科目に区分する。これらは領域と学修の体系に応じて必修科目, 選択科目に区分し, 履修の順序に応じて履修学年を指定する。</p> <p>ウ. 臨床実習科目</p> <p>専門的職業人としての資質・能力を育成するために, 臨床実習科目を置く。これにより臨床における問題解決力及び主体的な学修力を高める。</p> <p>エ. 卒業研究</p> <p>医療専門職として科学的思考の形成及び生涯探究心の育成を目指し, 保健医療・リハビリテーションの発展に寄与する卒業研究を必修とする。</p> <p>□学修方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内における授業は, 講義, 演習, 実験として行う。これらの授業においては, 教育機器やICT技術を用いて, 学生の主体的な学修を促し, 学修効果を高める。 ・学外においては医療施設において臨床実習を行い, 職業人としての実践的な能力を高める。 <p>□学修成果の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生個人の評価 <ul style="list-style-type: none"> 科目の修得状況について修得単位数及びGPA値によって評価する。 ・学部・学科の教育成果 <ul style="list-style-type: none"> 授業科目に関しては, 授業評価アンケートにより学生の評価を受ける。 学部・学科全体の教育成果の評価としては国家試験結果等を参照する。 <p>□育成する資質・能力等と授業科目との関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [徳育・教養] 基本的人権を尊重し, 保健・医療・福祉を受ける人の生活感や価値観を理解し, 豊かな人間性に基づく道德心と高い倫理観をもつ人材を育成するために「人間と道德」「生命倫理」などの科目を学修する。 2. [障害支援] 人間を取り巻く環境と健康, 病気, 障害へのメカニズムや回復過程を総合的に学び,
--	--

	<p>障害や困難性のある人を支援できる人材を育成するために「解剖学」「生理学」「運動学」「神経内科学」「リハビリテーション医学」などの科目を学修する。</p> <p>3. [知識・技能・実践力] 理学療法士としての職業的アイデンティティを育成するために、早期実習を実施し、専門的学習を系統的に学修する。評価学，治療学，生活支援の学理と実践を統合的に学修し，臨床実践能力を養う。これらの資質・能力を育成するために「基礎理学療法学実習」「理学療法学評価学Ⅰ，Ⅱ」「総合臨床実習Ⅰ，Ⅱ」などの科目を学修する。</p> <p>4. [チーム医療・地域貢献] 保健医療活動の社会における意義や重要性を理解し，リハビリテーションの地域における役割を修得する。「チーム医療演習」「地域理学療法学」などの科目を学修する。</p> <p>5. [科学的思考の形成と発展] 卒業研究により，理論的，研究的能力を養う。「理学療法学研究法」「卒業研究」などの科目を学修する。</p> <p>6. [生涯探究心の育成] 保健・医療・福祉の専門職としての問題解決能力および生涯学習の資質を養い，卒業後も自己研鑽への能力を養う。「総合臨床実習Ⅰ，Ⅱ」などの科目を学修する。</p> <p>入学受け入れの方針（アドミッションポリシー）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療職をめざす者としてふさわしい品格，礼節，モラル，思いやりを備えている人 2. 生命や人間の健康に関心があり，保健医療の発展に貢献する意志がある人 3. 人間の身体の動きの仕組み，その疾病や障害及び治療方法に関心がある人 4. 専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えている人 5. より高い知識・技術を習得するため，自主的・積極的に学ぶ意欲と情熱がある人 6. 勉学・学習上の困難に直面したとき，それを乗り越えるための努力ができる人 7. 自身の生活や健康の管理を行い，心身共に健やかに学生生活を送ることができる人
--	---

- (【資料 1-2-1】 発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー)
- (【資料 1-2-2】 保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー)
- (【資料 1-2-3】 「卒業認定・学位授与の方針」, 「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン)

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

《学部, 学科の構成》

本学の使命・目的等に基づいて, 二つの学部と二つの学科を置いている。

発達教育学部においては, 学部規程に定めている教育目的を実現するため, 発達支援教育学科を置いている。発達支援教育学科においては, 小学校教諭一種免許状, 特別支援学校一種免許状, 幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格を取得出来るようにして, それぞれの人材養成において学部の使命・目的等との整合性を確保している。

保健医療学部においては, 学部規程に定めている教育目的を実現するため, 理学療法学科を置いている。理学療法学科においては, 理学療法士国家試験受験資格を取得することができる。

上記のように, 学部学科の構成は, 本学の使命・目的に沿って組織されている。その教育研究を推進する組織は, 以下のように構成しており, 本学の使命・目的等との整合性が保たれている。教育内容, 教育課程, 学生数, 授業の受講者数等の観点からも, 使命・目的に照らして整合性を保証できる規模で遂行している。

《教育研究組織の概要》

・管理組織		
理事長	理事会 (理事)	
	監事	
	評議員会 (評議員)	
	常務会	
	将来構想等検討会議	
	危機管理委員会	
学長—副学長	発達教育学部長—発達支援教育学科主任—	小学校教育課程主任 特別支援教育課程主任 幼児・保育課程主任
	保健医療学部長—理学療法学科主任	
・学生指導体制		
発達教育学部	クラス担任教員 (第1学年～第2学年, 3クラス各2名)	
保健医療学部	クラス担任教員 (第1学年～第4学年, 1クラス各2名)	
・学長を長とする委員会等		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
運営協議会	全般にわたる方針の協議	総務課
大学人事委員会	採用及び昇任人事	総務課
大学将来構想検討委員会	将来構想	企画・情報管理室

・副学長を長とする委員会		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
自己点検評価委員会	自己点検評価	企画・情報管理室
FD委員会	授業改善	企画・情報管理室
・全学委員会		
(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
教務委員会	教育課程, 単位認定, 転学, 退学等	教務課
学生委員会	学生の課外活動, 厚生, 奨学金等	学生課
ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止	総務課
入試委員会	入学試験全般	入試・広報課
└ 出題採点部会	出題, 採点	入試・広報課
研究委員会	研究活動, 研究紀要	総務課
研究倫理委員会	研究倫理審査	総務課
国際交流委員会	国際交流	教務課
遺伝子組換え実験安全委員会	安全確保	総務課
動物実験委員会	安全確保, 安全管理	総務課
同窓会協力委員会	運営協力, 活動支援等	キャリア支援課

・教授会			
発達教育学部教授会－教員会議 (学科会議)－課程会議			
保健医療学部教授会－教員会議 (学科会議)			
・学部に着く委員会			
* 全学委員会の委員は, 学部の同一委員会の委員を兼務する。			
* 学外実習及びキャリア支援関係の委員会は, 次のようにそれぞれの学部に置いている。			
(委員会等の名称)		(担当事務局)	
発達教育学部	合同実習委員会	実習支援室	
	小学校実習委員会	実習支援室	
	特別支援教育実習委員会	実習支援室	
	幼稚園実習委員会	実習支援室	
	保育実習委員会	実習支援室	
	介護等体験実習委員会	実習支援室	
	教職実践演習運営委員会	実習支援室	
	キャリア支援委員会	キャリア支援課	
	保健医療学部	実習委員会	実習支援室
		実習運営委員会	実習支援室
キャリア支援委員会		キャリア支援課	

・学園全体及び大学と短期大学が合同で置く委員会等

(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
大学・短期大学運営会議	運営に係る重要事項の連絡調整	総務課
図書館運営委員会	運営方針,購入図書を選定等	学術情報室
入試広報戦略委員会	学生募集,広報,入学試験	入試・広報課
健康管理委員会	学生の健康管理,感染症の予防・対策等	学生課
教育職員免許状更新講習運営委員会	企画立案,実施,修了認定	教務課
教育職員免許法認定講習運営委員会	企画立案,実施,修了認定	企画・情報管理室
子育て支援・教育実践センター運営委員会	事業計画,評価及び運営等	教務課
附属高校連絡協議会	大学,短大及び高校間の連携等	弁天事務部
附属幼稚園運営委員会	運営,点検評価,実習生の受入れ等	実習支援室
保育園運営委員会	運営,点検評価,実習生の受入れ等	総務課
後援会協力委員会	運営協力,活動支援等	総務課
地震対応室	地震等緊急時の対応	総務課
環境委員会	環境保護・改善	財務課
情報委員会	情報環境	企画・情報管理室
公開講座委員会	公開講座	教務課
障害のある学生支援会議	障害のある学生の支援	学生課

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

将来構想を検討する機会及び中期計画を策定する機会に使命・目的等についても検討している。また、日常的に教職員の間で使命や目的等について、誰でも気兼ねなく発言したり議論したりできる学内空気の風通しを良くしておくとともに、各種委員会等における発言を採り挙げるができる組織とする。

また、「中期目標・中期計画」は、毎年度、計画の進捗状況を勘案し、社会の変化に応じるよう具体的な記述について確保し、その結果を次年度計画に反映させ、全教職員に周知し、全教職員が共通認識を持って、授業や業務を遂行する。

使命・目的等と整合性を持つように三つのポリシーを制定した。両学部とも、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの関係を明白にするため、「徳育・教養」「障害支援」等の目標項目を明示している。例えば、発達教育学部のディプロマ・ポリシー1では「[徳育・教育]豊かな人間性に基づく道徳心・倫理観を有し、幅広い教養を有すること」であるが、これを達成するためのカリキュラム・ポリシー1では「[徳育・教養]豊かな人間性に基づく道徳心と高い倫理観をもつ人材を育成することについては、全ての授業科目において留意して教育に当たるとともに、特に「人間と道徳」の授業において建学の精神を含めて学修する。又、教養科目を通じて幅広い教養を身に付ける」と対応関係を明らかにしている。

使命・目的等と教育研究組織とは整合性がとれており、当面、改善する必要性がないが、将来的には、使命・目的等の調整或いは教育上の効率化に合わせて、組織を改善し、

整合性を向上させるという認識を持ち続け、遅滞なく改善・向上策を立てることとする。

(【資料 1-2-4】学校法人植草学園中期計画 (平成 24 年度～平成 29 年度))

[基準 1 の自己評価]

使命・目的については、1-1 設定及び 1-2 反映のいずれも基準を満たしており、総合的に見て、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは建学の精神に基づいて策定され、大学ホームページの「入試情報」とともに「入学試験要項」の最初のページに掲載して周知を図っている。また、オープンキャンパスの際に「入試説明」の時間を設け、アドミッション・ポリシーについての説明をし、さらに、配布資料にもアドミッション・ポリシーを熟読するようにとの記述をして、周知するよう努めている。

(【資料 2-1-1】入学試験要項 アドミッション・ポリシー)

(【資料 2-1-2】オープンキャンパス配付資料)

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では入学試験の際に面接を実施し、アドミッション・ポリシーについての理解度を確認することにより、その結果を合否判定に活用している。発達教育学部では、AO 入試の面接に先立ち、面接資料としてアドミッション・ポリシーに関連した質問項目に自身の考えを記述する課題がある。また面接では、本学のアドミッション・ポリシーに関する文章を音読させ、その要点を口頭でまとめる課題があり、その結果を 5 段階評価で検証して入学者受け入れに反映している。一方、保健医療学部では面接の際に、本学のアドミッション・ポリシーについての質問項目を設け、その受け答えを 5 段階評価で検証し、入学者受け入れの判定基準の一部にしている。

(【資料 2-1-3】発達教育学部 面接資料 (音読))

(【資料 2-1-4】発達教育学部 面接資料 (記述))

(【資料 2-1-5】保健医療学部 面接資料 (質問項目))

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

平成 29 年度入試の結果は、発達教育学部 140 名、保健医療学部 40 名の入学定員のう

ち、発達教育学部 132 名、保健医療学部 51 名であった。保健医療学部では入学定員を十分充足している一方で、発達教育学部では充足するまでに至らなかったため、基準項目 2-1 を幾分満たしていないとした。18 歳人口の減少とともに、発達教育学部で就業希望者の多い保育士への待遇等が社会的問題となったことによる影響も考えられる。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、さらに本学のアドミッション・ポリシーを社会に広め、その成果を還元する方策として、社会人・保護者・生徒・児童・幼児を対象とした公開講座や活動の実施とともに、産学・高大の連携、出張授業や出張活動によって、本学の存在を周知したい。また、積極的に情報発信をすることにより、本学への理解を深める一助とすることで、魅力のある大学として認識されるような方策を打ち出していきたいと考える。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

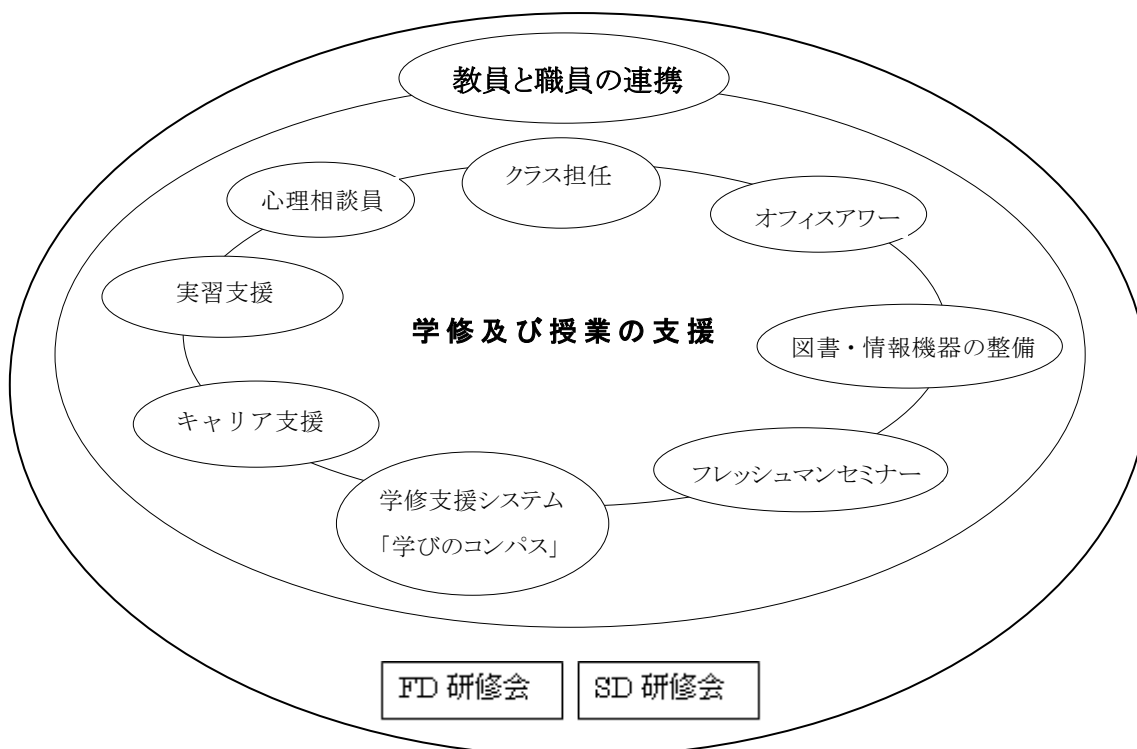
(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、下図に示すような全学共通のシステムで対応している。



学生の学修に関しては、両学部とも学部教務委員会を中心とする委員会活動において、教務委員会に教務課職員も参加するなど、つねに教員と職員による協働体制が生まれ、意見を出し合いながら、学生への学修及び授業支援に関する方針・計画を検討し実施する体制を整えている。

教員の授業力向上（FD）と職員の職能向上（SD）に関しては、FD研修会およびSD研修会において、大学教育に関する新動向の把握と本学の対応方策の共通理解を目的とした研修を行い、基本的に教員及び職員が参加して開催することとしている。それは、教員と職員との協働の実を得ることをねらいとしてのことである。

【資料 2-2-1】FD研修会実施状況

個々の学生における学修状況、資格取得状況、卒業単位取得状況について教員と職員が情報交換を行いながら、本人の希望に添うように支援を行っている。

学生の生活、健康、課外活動、心理相談、ハラスメントなどに関しては、学生委員会、健康管理委員会、学生課職員及びハラスメント担当員が情報を共有して対応している。

「授業改善のための実態調査」に記述された学生の意見については、担当教員が対応について説明し、学修支援に役立てている。また、教務課や学生課が対応すべき内容も含まれるため、教員と職員とが協働して対応策を立てている。

現在、発達教育学部においては、教職課程再課程認定を踏まえ、各課程でカリキュラムを再検討して、シラバスなどの改善・整備に当たっている。保健医療学部においては、2020年度から施行される新指定規則に対応するカリキュラムを作成する必要がある。これらのカリキュラム再編実施に向けても、各学部教務委員会、企画・情報管理室及び教務課等における教職員が協働で取り組むことにより、カリキュラム整備は順調に進められている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

[全学]

〈TA等の活用について〉

本学には大学院がまだ設置されておらず、TAを担当し得る学生が存在しない。ただし、両学部とも、助手を採用し、授業の充実を図っている。

全学を挙げて重点的に学修支援を行っているのは、クラス担任やゼミナール担当による支援、心理相談員等による支援、オフィスアワーによる支援、図書、情報機器環境の整備による支援、実習支援、キャリア支援、フレッシュマンセミナー等による新入生支援、学修室の設備と「学びのコンパス」等による支援等である。

また、学生間の相互学習支援の基礎は整いつつある。例えば、新入生ガイダンス、図書館の利用案内、障害を持つ等で支援の必要な学生に対して、学校生活や学修などの日常的場面で、学生同士で支援する体制をとっている。在学中にピアヘルパー資格を取得する学生がおり、その学生等がヘルパー活動として上記の活動支援を行うことが定着している。また、ピア・サポートサークル等も常時活動しており、支援の必要な学生だけでなく、学生による相互のサポート体制も年を追うごとに整備され、充実しつつある。

〈クラス担任、ゼミナール担当による支援〉

クラス担任は、発達教育学部では 1, 2 学年に置き, 3, 4 学年ではゼミナール担当がその役目を果たすこととしている。また, 各学年に主任を置くことでさらに丁寧な対応を心がけている。全学年に各課程の担当者を置き, きめ細やかな指導に当たっている。保健医療学部では入学時より全学年持ち上がりの担任制としている。

〈心理相談員による支援〉

心理相談員制度は, 学生に相談対応者と連絡方法を公表し, 個別に相談を受けることができるようにしている。また, 外部のカウンセラーが定期的に来校し, 相談に応じている。学生が個別に相談することができるように相談員等との連絡方法を明示している。更に, クラス担任と相談員とが連携して相談案件に対処し, 適切な対応ができた例があった。

〔資料 2-2-2〕 学校法人植草学園ハラスメント相談員一覧表)

〈オフィスアワーによる支援〉

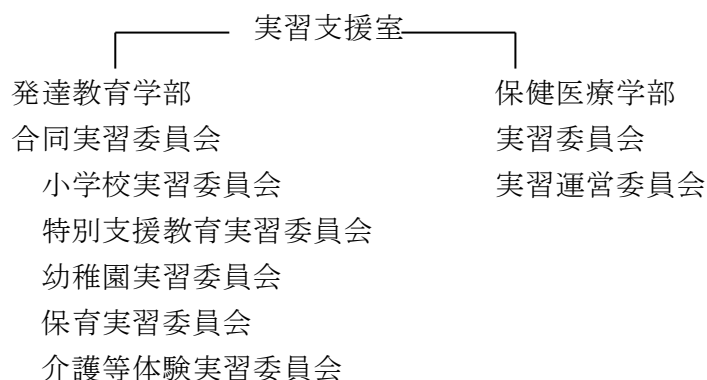
オフィスアワーは, 全教員が対応する曜日時間帯を設定し, 情報システム U.navi に公表して, 学生が必要に応じて自由に相談できるように対応している。

〈図書・情報機器環境による支援〉

図書環境については, 毎年教員および学生から希望図書を募り蔵書の充実に努めている。情報機器については, 平成 29 年に大学全体の WiFi 化が完了した。

〈実習支援〉

学校, 幼稚園, 保育所, 障害者施設, 病院等学外における実習は, 両学部とも必修科目であり, 充実した実習が学生の能力向上に大きく影響することから, 特に支援体制を整えて対応している。すなわち, 次のように組織している。



両学部とも, 各委員会と実習支援室とが連携を取りながら, 実習施設との意思疎通に努めている。また, 実習学生との連絡を密にして, 実習が効果的に行われるように事前準備や指導, 実習期間中の連絡体制, 実習後指導及び実習先への挨拶や関係維持などに

留意して進めている。

〈キャリア支援〉

学生の社会人としての自立や職業人としての資質・能力の養成については、両学部とも、教育課程の中に授業科目として位置づけ、全学年で必修科目として履修させ、支援している。それらの授業科目は、全学生に対応するため、学年ごとに担当教員を置いて実施している。

また、教育課程の外に進路選択や就職に関わる各種講座等を実施して支援している。教育課程の内外で行われるキャリア支援活動全体をキャリア支援委員会とキャリア支援課とが協力して計画し、運営している。

このような支援体制が、高い就職率を支えているものと考えられる。

〈フレッシュマンセミナーによる新入生支援〉

フレッシュマンセミナーは、新年度当初に新入生を対象として土曜日の全日を用いて、大学における生活について理解し、学生同士及び学生と教員とが人間的な関係を築くことをねらいとしている。学生委員会と学生課職員とが協働して実施している。また、学修については新入生オリエンテーション、履修ガイダンス等において特に配慮して丁寧に指導して理解を図っている。以上の取り組みは大学に於ける学修や生活をより円滑に進めるために有効な手立てとなっている。

(【資料 2-2-3】フレッシュマンセミナーしおり)

〈学修室と学生の主体的な学修を促すシステム〉

プレゼンテーション機器、情報機器、多様なグループ学修形態に対応できる設備を整えた学修室が2室(トライアルコートとスタディコート)あり、主体的な学修を促している。このほか、1 教室を全日開放し、前期は発達教育学部の学生が教員採用試験対策等の学修室として使用、後期は保健医療学部の学生が国家試験対策等の学修室として使用している。

(【資料 2-2-4】トライアルコート概要)

学生による「授業改善のための実態調査」に記述された学生の意見については、直後の授業において、担当教員が対応について説明し、学修支援に役立てている。学生の意見には、教員が対応する課題以外に、教務課や学生課が対応すべき意見がある。それらについては、教員と職員とが協同して対応策を立てている。

(【資料 2-2-5】理学療法学科研究生授業サポートの記録)

〈中途退学者及び留年者への支援〉

本学の退学者数について、平成27年度は27名(3.7%)、平成28年度は27名(3.7%)、平成29年度は30名(4.3%)であった。日本私立大学協会の報告では全国私立大学の退学者率の平均値を約3%としているので、本学の退学者率は平均レベルであるが、全学で退学者率低下に取り組む必要がある。

中途退学者への対応としては、事前にクラス担任はもとより、学科主任、学部長においても本人及び保護者との面談を複数回行い、学業を続行できるよう方策等を助言、指導し、やむを得ない場合においてのみ進路の変更として、あるいは他の事由に基づき退学申請を認めることとしている。経済的困窮が理由の場合、規定に基づき、減免により退学を回避させる措置を取っている。

留年者については、ゼミナール担当者を中心に本学学生として進級学生と同様に接することはもとより、その上で可能な限り個別的に助言、支援を行い単位履修、進級・卒業に向けて自立への援助を行っている。

〔発達教育学部〕

〈クラス担任、ゼミナール担当者による支援〉

平成 28 年度より 1 年次から希望免許資格取得の専攻別のクラス編成としている。小学校・特別支援教育専攻 1 クラス、幼児・保育専攻 2 クラスの 3 クラス体制である。担任教員を幼保クラスに 2 名ずつ計 4 名、小特クラスに 2 名配置している。3.4 年次学生の一般就職希望者についてはキャリア演習において担当教員を 1 名ずつ配置し、学生の就職支援をキャリア支援課との連携のもとで個々の学生に対して支援出来る体制にしている。平成 29 年度はその点については以前よりも改善を試みている。

第 1 学年については、新入生オリエンテーション、新入生履修ガイダンスなどを行い、大学における授業と単位制度、履修方法、生活指導などについて教務課、学生課と教員とが協力し合って支援した。担任は、学生との面接を年間 2 回以上行い、きめ細やかな学修・学生生活支援の体制をとっている。

以上のような支援体制によって、学生同士の人間関係の問題で配慮を要した件に対する適確な対応によって解消できた例、受講状況がよくなかったが改善した例などが見られた。また、授業の受講について身体的な理由から配慮を要する学生について、学年主任や担任教員が中心となって調整を行い、授業受講における留意点の周知ならびに学生による支援体制を整えることができた。これらの活動は、関係教員と健康管理室、相談員、委員会との連携のもとに進められた。

〈実習支援及びボランティア活動支援〉

小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所等における必修科目の実習を教員の实習委員会と職員の実習支援室とが連携して実施している。在学生のほとんどが実習を行っており、複数の実習を行う学生も少なくないため、全学生の実習に対応することは、実習先の確保にしても学生への事前事後の指導にしても大きな仕事である。

上記の必修の実習科目以外に、初歩的な現場理解を得させるために参観実習を行っている。また、学生が個人的に学校や保育施設でボランティア活動することを推奨している。最近では 1 年から定着しつつある。教育課程の中にボランティア活動を認定して単位を与える科目も各学年で開設してある。平成 28 年度入学生より 1 学年から各課程のインターンシップとして必修科目としている。これらの科目によって学修意欲を高めている。

なお、本学部で行っている実習科目は、次のとおりである。

〔基準で定められている実習科目〕

小学校教育実習Ⅰ	4単位
小学校教育実習Ⅱ	2単位（複数免許状取得者用）
特別支援教育実習	3単位
幼稚園教育実習Ⅰ	4単位
幼稚園教育実習Ⅱ	2単位（複数免許状取得者用）
保育実習Ⅰ（保育所）	2単位
保育実習Ⅰ（施設）	2単位
保育実習Ⅱ（保育所）	2単位
保育実習Ⅲ（施設）	2単位

〔本学独自に開設している実習科目〕

保育施設参観実習	1単位
----------	-----

上記の実習を実施した学校、幼稚園、保育所等の施設数と実習を行った学生数は、資料のとおりである。平成29年度よりエレメンタリーセミナー内で実施し、より充実を図っている。

（【資料2-2-6】発達教育学部の実習について）

（【資料2-2-7】平成29年度実習校及び実習園・実習人数一覧）

また、卒業時に教員免許状を申請した人数及び保育士資格取得者数は、資料のとおりである。

（【資料2-2-8】平成28年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者数）

〈キャリア支援科目「キャリア演習」による支援〉

各学年に設置された「キャリア演習」は、社会人職業人としての資質能力を養うとともに、専攻別のクラス編成によって、進路への意識を高め、学修面で効果をあげている。この科目は、学年クラス担任がその役割を担っているが、専攻分野ごとの担当教員もその学年に適切なプログラムを用意して指導している。このことが、従来の個別科目の授業では得にくい社会人・職業人として自立する意識を育てることに役立っている。この科目は、教員が担当しているが、実習に関する内容は、実習支援室、職場体験に関する内容はキャリア支援課が協力して進めている。

〈学修室の設置と主体的な学修の支援〉

ピアノ練習室の利用頻度が高かったが、図書館棟に新たな練習室が加わったため、必要な練習ニーズに応えられるようになった。

「学びのコンパス」は、学生が自身の学修について、履修科目ごとに到達度を自己評価し、自身の学修を振り返ることができるようにする授業や実習の記録システムである。

今後ウェブシステムの変更に伴い内容や使用についてさらに検討を重ねる予定である。担任やゼミナール担当教員と面接相談する際などに利用している。これによって、学生は自己の時間割や予定が確認できたり、学修時間を把握したり、成績を確認したりするなど、利便性が高まるとともに、自己の学修状況を振り返り、改善に役立てることができる。

(【資料 2-2-9】植草学園大学発達教育学部 学びのコンパス・履修カルテ)

(【資料 2-2-10】U.navi システム「学びのコンパス」概要説明)

(【資料 2-2-11】主体的な学びを支える学修記録システム)

〔保健医療学部〕

〈クラス担任による支援〉

当学部では、学生個人の状況を把握し学修支援を行うために、1 学年に 2 名の担任を配置している。担任は、第 4 学年まで持ち上がりの体制で、4 年間を一貫して支援できるようにしている。第 1, 第 2 学年の理学療法士としての基本姿勢の育成から、第 3, 第 4 学年の学外実習、国家試験対策、就職活動等に至る、各学生個人に合わせた 4 年間の支援体制の中心的役割を担っている。科目担当教員と連携して、学生個人の学修や生活状況を把握し、支援するために有効に機能している。必要な場合、心理相談員、健康管理室等とも密に協力している。更に、学生は担任の研究室をよく訪れており、担任は、学生の気持ちや意見を十分に把握し、支援することができる状況となっている。

〈実習支援（学外実習支援）〉

人間相手の理学療法学学修においては、実習支援は欠かせない。実習支援には、学内実習支援とともに、医療機関・保健施設での学外実習支援がある。

学外実習は 4 年間を通し実施している。第 1 学年に早期体験として施設見学を実施し、第 2 学年 9 月に基礎理学療法学見学実習（1 週間）、第 3 学年 9 月に地域理学療法学実習（1 週間）、第 3 学年 2 月に理学療法評価学臨床実習（4 週間）（平成 30 年 2 月 5 日～3 月 3 日）、第 4 学年に総合臨床実習Ⅰ期・Ⅱ期（8 週間で 2 回）（平成 29 年度は 4 月 3 日～10 月 21 日）を実施している。

実習施設の確保及び実習指導体制として、実習支援室、実習委員会、実習運営委員会（定例毎月第 1, 3 水曜日開催）が協力して行っている。

実習施設の確保については、大学設置認可時に承諾を得た施設（113 施設）を活用しつつ、新規施設を補完して、十分な実習施設数を確保している。

実習指導体制としては、学生ごとに実習担当教員を配置し、教員は学生の実習先を訪問し、実習状況を把握し、実習が適切かつ有益に進むように支援している。実習中の学生と担当教員は電子メールや携帯電話で密に連絡をとれるようになっている。

実習指導者と教員との連絡会議を毎年行っている。平成 29 年度は、平成 30 年 1 月 19 日に実施した。実習施設が本学の実習に関する取り組みを理解し、施設間の認識を共通化するという点で有意義である。

実習施設が遠隔地の場合には、学生個人の負担が過大にならないように、宿泊施設の利用や経済面での支援を行っている。

実習終了後には、実習報告会（実習セミナー）を実施して、実習成果を確認し、技能や患者対応能力等の習熟を図っている。

学生が、自主的学修をさらに積極的に進められるように、授業使用以外の時間帯に実習室を開放し、自主学修をサポートしている。

（【資料 2-2-12】平成 29 年度基礎理学療法見学実習の手引き）

（【資料 2-2-13】地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2017 年度）

（【資料 2-2-14】学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習，総合臨床実 I・II）

（【資料 2-2-15】理学療法学科設置認可時の実習施設における実習状況一覧）

（【資料 2-2-16】理学療法学科臨床実習指導者会議資料）

〈OSCE；客観的臨床能力試験による支援〉

本学の OSCE (Objective Structured Clinical Examination) は、総合臨床実習前に行う第 3 学年の OSCE と、総合臨床実習終了後に行う第 4 学年の OSCE とを実施している。第 3 学年の OSCE は、総合臨床実習に臨むために必要な基本的臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的として、8 月～12 月に実施している。第 4 学年の OSCE は、総合臨床実習を経験し、学部卒業までに到達すべき臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的とし、8 月に実施した。実施に当たっては、学科の全教員に加えて、外部評価者として実習指導者の参加を得て行っている。

OSCE の実施状況は、ビデオ記録を残している。学生はこれを見て臨床実習に対する準備をさらに強化することができるようになっている。

〈キャリア支援〉

キャリア支援委員会は、キャリア支援課、クラス担任と協力して、キャリア支援を実施している。第 1 学年には一般社会人或いは医療職に必要なマナー講座や卒業生や臨床経験豊かな理学療法士をまねいて「先輩の話を聞く講座」を開催している。

第 3、第 4 学年のキャリア支援として、カリキュラム外に、国家試験の模擬試験を 5 回実施し、個々の学生の実力把握と学力向上に貢献している。また、就職説明会を開催し、学生が求人側の話を直接聞く機会を提供している。

〈学生同士による学修支援〉

上級生が下級生の実習事前練習において補助したり、OSCE の患者役や自主練習に協力したりという活動を行っている。これらの学生同士による相互支援は、TA、RA に替わる仕組みとして、機能している。

〈留年者及び休学、中途退学者への支援〉

保健医療学部では 2 年から 3 年への進級条件として、第 2 学年までの必修科目 3 科目以上が未修得の場合進級できないと定めている。また、第 3 学年配置の「理学療法評価学臨床実習」を履修するには、1 年～3 年前期までの必修科目をすべて修得していることが条件となっている。これらの条件を満たさない場合は、留年となる。平成 29 年度は第 2 学年では休学による留年が 4 名、第 3 学年では休学による留年が 6 名の計 10 名であっ

た。

留年者については、新旧のクラス担任が本人及び保護者と面談を行い、学業を続行できるよう可能な限り助言、支援を行い、単位取得、進級に向けて支援している。

休学、退学の理由はさまざまであるが、留年がきっかけになることが多い。過密なカリキュラムと、学業についていけない学力、人間関係の悩み、理学療法目的意識の希薄さなどが、理由として挙げられる。

休学者・退学者への支援は、留年や休学に至る前に、クラス担任はもとより、学科主任、学部長においても本人及び保護者と面談し、学業を続行できるよう方策等を助言、指導し、やむを得ない場合においてのみ進路の変更として、休学や退学の申請を認めることとしている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

〔全学〕

現状では、大学院を設置していないこともあり、TA、RAとも、制度化していない。TAやRAの配置を充実したいところであるが、在学生数が少なく、大学院未設置の現状では、配置することが困難である。

ただし、必要に応じて、上級生に対して下級生の問いかけに応えることができるように指導し、下級生の新学期における履修上の疑問解決や、学外実習の事前情報提供などの場面で学年間の情報伝達が効果的に行われている。このような学生同士の支援活動をいっそう活発化することとする。

学修支援についても、上級生による支援の成果が出た例があった点を評価し、学生同士が一層切磋琢磨できる環境を整備する。オフィスアワーの利用、学生用のパソコンの使用率及び図書館の利用率については、授業科目や進路指導との関連を図ることを通して、いっそう向上させる。

図書資料については、両学部それぞれの専門に関する資料を増加させ、利用学生数の増加に対応できるようにする。学生の意見を汲み上げることについては、今後とも、担任とクラス委員とが中心となって進めていく。

学生による授業改善のための実態調査結果を教員にフィードバックして、改善策がどの程度効果があったかを期末に追跡調査し、効果を検証する。

〔発達教育学部〕

学修支援に対して発達教育学部では、1、2学年では担任が中心になり、3、4学年ではゼミナール担当者が中心となって進めている。したがって、2学年から3学年へ担当者が代わる際に、継続性が不十分な場合がある。今後は、1、2学年の担任と3、4学年のゼミナール担当者の間で密なる情報伝達を行い、支援の継続性を保つ必要がある。

〔保健医療学部〕

学生の意見を汲み上げることについては、今後とも、担任が中心となって進めていく。

保健医療学部においては、第4学年に理学療法士国家試験対策のため、夏季集中講座や対策プログラム等を充実させ、学修支援を強化している。1単位科目「プロフェッショ

ナルスキル」として、平成 28 年度および 29 年度後期には 4 年生用に 1 時限目から 6 時限目まで教室を確保し、自主学修を支援した。その結果、国家試験合格率の上昇に結びついた。今後もこの方策を続けていく予定である。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

〈教育課程の内外を通じた社会人・職業人としての資質・能力形成のための体制整備〉

発達教育学部においては、授業科目「キャリア演習」を、キャリア形成・キャリア発達支援の「要」として、正式に教育課程に位置づけて、社会人としての基礎的な資質・能力から、専門職業人としての資質・能力に至るまでを教育活動全体をとおして組織的、計画的に取り組んでいる。第 1 学年、第 2 学年については、毎週 1 時間の授業、第 3、第 4 学年については、隔週 1 時間の授業を開講し、全学生が受講することとした。第 1、2 学年においては、将来の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎的な資質・能力の育成を図るとともに、各自が目指す職業において求められる資質・能力と自己の現状、今後取り組むべき課題について理解を図り、第 3、4 学年以上については、専攻分野別にクラス編成し、それぞれの専攻分野における専門職業人としての資質・能力を高めることを目指した、より実際的な内容を取り上げている。また就業継続力を育成する目的で、29 年度も労働法講座及びハラスメント講座を実施した。さらに 29 年度に新規に取り入れた事として、「キャリア演習」の第 1 学年に「エレメンタリーセミナー」を設けて、大学生としての自覚を促すと共に、将来就く職業を理解するための施設参観学習が挙げられる。

「キャリア演習」授業においては、クラス単位で指導するとともに、個人に対する相談や指導も行っている。厚生労働省新卒応援ハローワーク及びジョブサポーターとの就職支援における連携を維持・強化するとともに、学部の合同就職説明会を夏季に実施し、職業情報及び職場理解を深めることで、就職活動のより確実な支援につなげている。平成 28 年度に引き続き 29 年度も、キャリア支援課とゼミ担当教員との連携強化を図り、キャリア支援課職員によるゼミ別グループ面談を実施した。

保健医療学部においては、元来、理学療法士養成の教育課程であり、学生の進路も理学療法士を目指すということにまとまっている。従って、職業人としての資質・能力を養うことが、もともと含まれていたが、さらにこれを強化するために平成 24 年度からキャリア科目として新規の授業科目を設定している。キャリア科目は第 1 学年に「エレメンタリーセミナー」を行い、大学生としての自覚を促し、理学療法士の職業を理解するための施設見学を導入している。第 2 学年は「インターメディエイトセミナー」と称し、「基礎理学療法学見学実習」を行うための基礎的なセミナーと医療人としての接遇の教育を行っている。第 3 学年には「アドバンストセミナー」と称して「評価学臨床実習」を行うための準備と OSCE を行い、外部の実習施設での実習に対し円滑に進めるように計画している。第 4 学年は、「プロフェッショナルセミナー I・II」として、「総合

臨床実習Ⅰ・Ⅱ」と関連させ基礎科目知識の再確認ならびに疾患と障害の関係や総合的な治療アプローチの再確認を行い、卒業後の臨床の現場で応用できるような知識・技能を修得させる。また、国家試験の情報や卒業後の進路についての情報交換を行い、キャリア支援課と連携し、学生の進路や就職活動を支援する。また、企業・病院などからのインターンシップの情報を学生に掲示して積極的にインターンシップの推進を図っている。さらに、学部の合同就職説明会を夏季に実施し、学生の就職活動の支援につなげている。

教育課程外においては、従来、実施してきたキャリア支援体制をさらに充実させるために、キャリア支援課並びにキャリア支援委員会の教員を中心とする小学校・特別支援課程教員による教員採用試験1次・2次対策講座を、隔週の「キャリア演習Ⅳ」のない日、及び夏休み中にはほぼ毎日実施している。こうした対策により合格率は伸びてきている。この対策講座には既卒者の参加もある。既卒者を含めたここ数年の合格率は、小学校・特別支援学校の希望者数のほぼ90%と高い割合を示している。また、千葉県・千葉市公立学校教員採用試験採用候補者選考の概要及び千葉県が求める教師像等について、学生の理解を深めることを目的とし、千葉県教育庁教育振興部の協力を得て説明会を毎年実施している。保健医療学部では、国家試験合格率が向上し、平成28年度は、9割超え、平成29年度は、遂に全国平均を超えた。全教員がこれに関わる体制をとっており、教員が自身で取り組む仕事であるという意識が全学的に醸成されている点で、学生支援体制として、好ましい状況になったと言える。

教育課程外において、教職員の組織としてキャリア支援委員会、事務局の組織としてキャリア支援課があり、相互に協力し合いながら、学生の進路や就職活動を支援するものである。主に次のような活動をしている。

発達 保健	マナー向上講座 主旨＝社会人として必要なマナーを身に付ける。	第1学年，第2学年
発達 保健	現職教員，現職理学療法士の体験を聞く会 主旨＝進路への意識高揚の一環として現職教職員の体験談を聞く。	第1学年，第2学年
発達	上級生との交流 主旨＝進路やコースの選択などの話を聞く。	第1学年，第2学年，第3学年
発達 保健	教養講座，専門講座 ＝一般的教養や専門的知識を身に付け試験対策などに役立てる。	第2学年，第3学年，第4学年
発達	各種模擬試験 主旨＝教員採用試験，公務員採用試験の実態を知り，試験対策に役立てる。	第2学年，第3学年，第4学年
保健	国家試験対策特別講座 主旨＝国家試験合格率向上をめざし，模擬試験等を行う。	第4学年
発達 保健	「進路ガイドブック」による支援 主旨＝進路と出願，試験等を概説。キャリア演習の講義等で活用する。	全学年
発達	千葉県・千葉市公立学校教員採用試験説明会 主旨＝候補者選考の概要及び千葉県が求める教師像等について，学生の理解を深めることを目的とし，教員採用試験合格率向上をめざす。	第3学年，第4学年

平成 29 年度卒業生の就職及び進路の状況は、次のとおりである。

平成 29 年度卒業生の就職状況

[発達教育学部]		[保健医療学部]	
就職率(決定者数/卒業者数)	92.1%	就職率(決定者数/卒業者数)	88.8%
就職(内定)率(決定者数/希望者数)	96.3%	就職(内定)率(決定者数/希望者数)	100%
専門職就職率 (専門職就職者数/就職決定者数)	80.0%	専門職就職率 (専門職就職者数/就職決定者数)	100%

発達教育学部進路別内訳

小学校(教諭・講師等)	13.2%
特別支援学校(教諭・講師等)	15.8%
公務員(保育士・幼稚園教諭)	1.8%
保育園等	25.4%
認定こども園	2.6%
幼稚園	7.0%
その他児童福祉施設等	7.9%
一般企業	18.4%
進学	0.9%
その他の進路	7.0%

保健医療学部進路別内訳

病院	83.3%
介護老人保健施設	2.8%
特別養護老人ホーム	2.8%
進学	11.1%

平成 30 年 3 月、7 度目の卒業生を送り出した。上記のように両学部とも 95% を超える就職(内定)率となった。

発達教育学部の就職先は、特別支援学校と保育園等が多く、千葉県内が大半を占めている。保健医療学部の就職先は、病院が多く、千葉県内のほか関東近県にわたっている。

(【資料 2-3-1】平成 29 年度基礎理学療法学見学実習の手引き)

(【資料 2-3-2】地域理学療法学実習 学外実習の手引き 2017 年度)

(【資料 2-3-3】学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実習 I・II)

(【資料 2-3-4】平成 29 年度キャリア支援年間活動計画)

(【資料 2-3-5】平成 28・29 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き)

(【資料 2-3-6】平成 29 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き)

(【資料 2-3-7】平成 29 年度公立学校教員採用選考試験対策講座カリキュラム)

(【資料 2-3-8】理学療法士国家試験対策プログラム(平成 29 年度))

(【資料 2-3-9】進路就職状況の概要)

(【資料 2-3-10】平成 29 年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者数一覧)

(【資料 2-3-11】年度別教員・公務員採用試験結果及び教職等決定状況一覧)

(【資料 2-3-12】保健医療学部主な就職先)

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

発達教育学部において、平成 23 年度から正式に教育課程の中に位置づけた「キャリア演習」では、従来は外部に依頼して実施していたマナー講座を、平成 29 年度より各学年に即した社会人・職業人としての資質・能力形成のための実践力アップを目指して、キャリア支援課長が実施している。保育・教育実習に関する各学年の指導すべき実態を把握した試みであるため、クラス担当者からの要望もあり、今後とも社会的・職業的自立に関する指導体制として続行していく予定である。

平成 29 年度より発達教育学部においては、「キャリア演習Ⅰ」の前期全体の 15 回を〈エレメンタリーセミナー〉の名称の下に、大学生になったばかりの 1 年生が、本学において学修する社会人・職業人としての資質・能力形成に向けた授業内容を展開している。この中には、本学の特色である“共生社会への寄与”，“障害や困難性のある人への支援”，“地域貢献”に関する授業も含まれている。さらに 28 年度からはインターンシップの名称で、各専攻に即した学校・幼稚園・保育所・施設等での年間 40 時間の活動が履修単位として位置づけられている。

平成 28 年度より入学時に幼児・保育専攻あるいは小学校・特別支援学校専攻の何れかを決定して、「キャリア演習」に出席する事が求められている。しかし 1 年生も後期になってくると、2 つの専攻の何れにも自分の居場所のないことに気づく学生が現われている。これらの学生の職業的自立にも対応する指導を行うために、平成 29 年度より、その一般職の就職説明会及びキャリア支援課による説明や面談等にも力を入れて、保育・教育職と同様の支援を行っている。

保健医療学部では、円滑に実践的な知識や技能を身につけることができるよう、今後の改善・向上方策として、平成 29 年度より、文書作成能力を早期に獲得してもらうために 1 年次を対象に、「論作文添削講座」を 3 年次を対象に長期の臨床実習前に「労働法講座」、3・4 年次には、臨床実習前後でのキャリア形成の変化や充足を知るために「社会で求められる力を知る講座」を開始した。ここ数年は効果検証を重ね実施時期・方法を検討していく。また平成 30 年度から、合同就職説明会を前年度のアンケート調査結果に基づき、より早期に熟慮の上、就職が成立できるよう、開催日時、面談時間、会場設営等に配慮し実施する。今後は、キャリア支援課との連携を通じて効果検証を重ね、社会で必要とされるコミュニケーション能力、課題解決能力等を育成していく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

〈学生サービス，厚生補導のための組織の設置・実施〉

学生サービス，厚生補導については、学生課，学生委員会及び健康管理委員会が協力して、学生生活の支援を行っている。

新入生については、入学時に「学生生活ガイド」を配布し、新たな大学生活の開始について支援をしている。

（【資料 2-4-1】学生生活ガイド 2018 年度版）

学生委員会は、学部学科から選出された教員と学生課職員で構成される常設の委員会

で、毎月 1 回、定例委員会を開催し、学生サービスや厚生補導について審議している。学生課・学生委員会は、学生の自治的な組織「学友会」の活動を全面的に支援している。

（【資料 2-4-2】学友会総会資料）

学友会は、「学園祭」「サークル活動」「フレッシュマンセミナー」「ボランティア活動」「イベント・行事」「卒業関連」等を運営している。学生委員長及び学生委員が学友会顧問として学生生活を支援、指導している。また、学友会の主体的運営を支援するために、学友会室のコピー機・印刷機棚・PC などの整備を行っている。

また、学生課・学生委員会とともに、新入生への支援として、フレッシュマンセミナーを企画し、新入生・上級生・教職員の親睦を図っている。

〈交通事故予防対策〉

学内に交通事故予防対策として注意喚起のポスター等掲示を行っている。

〈奨学金・経済支援〉

奨学金など学生に対する経済支援を適切に行っている。学生に経済的な支援を行う奨学金制度として、日本学生支援機構奨学金、地方自治体奨学金、民間団体奨学金の利用を必要に応じて勧めている。大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）はデータ編【表 2-7】に示した。本学における奨学金は、主に日本学生支援機構奨学金によるものが多く、大学全体で 49.3%の学生が利用している。

大学独自の「植草こう特別教育資金」による奨学金給付及び授業料等減免制度による給付を行って支援している。それらの給付状況はデータ編【表 2-7】に示した。

また、入学試験時の成績上位者及び 1 年次から 3 年次における成績上位者に対して、授業料等を減額する制度を「スカラシップ制度」と称して実施している。

- ・ 本学が行っている経済支援は次のとおりである。
 - ① 学校法人植草学園奨学金
 - ② 学校法人植草学園植草こう特別教育資金
 - ③ 植草学園大学・植草学園短期大学授業料分納制度
 - ④ 植草学園大学・植草学園短期大学授業料延納及び分納制度
 - ⑤ 家計急変による植草学園奨学金
- ・ 他機関の経済支援として主なものは次のとおりである。
 - ① 日本学生支援機構奨学金
 - ② 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付制度
 - ③ 厚生労働省 生活福祉資金貸出制度

④日本政策金融公庫 国民生活事業（国の教育ローン）

⑤郵貯貸付

教育ローン等について、学生課内にファイナンシャル相談員を配置し、相談に応じている。

（【資料 2-4-3】スカラシップ制度規程）

（【資料 2-4-4】平成 30 年度入試スカラシップ制度紹介チラシ）

（【資料 2-4-5】学校法人植草学園奨学金規程）

（【資料 2-4-6】学校法人植草学園植草こう特別教育資金規程）

（【資料 2-4-7】植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程）

〈女子学生寮〉

遠隔地出身の女子学生に対して、学園が管理する学生寮を用意してある。東日本大震災の際には、避難家族に提供した。

（【資料 2-4-8】植草学園寮(グリーンヒル植草) 入寮契約書）

〈課外活動への支援〉

学生の課外活動への支援には、主にサークル活動支援と学園祭支援、レクリエーション支援があり、学生課・学生委員会が中心となって対応している。

（【資料 2-4-9】緑栄祭プログラム）

（【資料 2-4-10】サークル一覧）

学生の自主性を尊重し、主体的に課外活動や諸行事等を運営することを通して、豊かな学園生活を送れるようにすることを基本方針としている。活動場所は、学内の施設が主であるが、サークルによっては学外の関連施設を借用したり、地域などと共催の形で活動したりしている。また、他大学との公式戦を希望するサークルに関しては、部への昇格制度を設け、学生の活躍の場を広げている。

学生の活躍の場は、校内行事にも広げ、7 月に納涼祭と 10 月にハロウィーンを実施した。また、毎年 11 月に短期大学と合同で開催する学園祭“緑栄祭”では、地元小倉台商店会の協力と植草学園後援会の支援により、花火を打ち上げている。日常的には、学生の要望に応じて、スポーツ用具を購入し、それらの貸し出しを行い、レクリエーション活動を支援している。

課外活動用の施設としては、体育館、弓道場、フットサル場、テニスコート、グラウンド、E スタジオ等を利用している。また、課外活動棟を 2 棟設置(2 階建て・各棟 10 室・全室エアコン設置)して、各サークルの活動拠点として利用されている。サークルの活動費については、学友会予算によって支弁されている。

（【資料 2-4-11】七夕祭り概要）

（【資料 2-4-12】“緑栄祭花火”概要）

〈健康相談・心理相談・生活相談・ハラスメント相談〉

学生に対する健康相談、心理的支援、生活相談等が適切に行われている。健康管理室が担任・ゼミ担任と協力して対応しているが、教職員の中から心理相談員 1 名を充てる

とともに、学外の専門カウンセラー2名を配置している。ハラスメント相談員は大学・短大で8名である。相談方法は『履修要項』に示し、わかりやすい支援体制をとっている。

- ・学生の健康に関する管理・相談、麻疹やインフルエンザの予防接種及び心理的な相談については、健康管理室が中心となって対応している。

- ・健康管理室は、健康相談、心理相談のほか、学内での体調の変化やけがの応急処置、定期健康診断や各種検査及び感染症対策などに対応して、学生が安心して学園生活を過ごせるようにしている。また、健康診断の結果に基づいて、学生の健康相談をするなどして、学生の健康管理面を支援している。さらに利用しやすい健康管理室をめざして、平成27年度夏期に健康管理室の改築整備を行った。

- ・生活相談に関しては、学生課が中心となって対応している。また、クラス担任が生活相談を受ける場合があり、学生課と連携しつつこれに応じている。

- ・ハラスメントの防止やハラスメントに関する相談窓口の周知については、ハラスメント相談員の氏名や連絡先などを一覧にまとめ、学内に掲示している。29年度はハラスメント相談員への直接の相談はなかった。

ハラスメント相談員とは別に存在するハラスメント防止委員会では、毎年教職員と短大、大学の全学生を対象として、ハラスメントに関するアンケート調査を実施している。29年度のアンケート結果から、ハラスメントと捉えられる事例があり、関係者への指導があった。アンケート結果については、Uナビで公開している。また、年度始めの全教職員の集まりにて、理事長がハラスメントを防止するためのメッセージを述べている。

(【資料 2-4-13】健康管理室相談状況及び罹患状況)

(【資料 2-4-14】大学における学生心理相談の概要)

〈健康上特別な配慮を要する学生への支援〉

障害を持ちながら学修に取り組む本学の学生に対し様々な支援を行っている。体調が優れないときでも横になって授業を受けることができるように、移動式ベッドを準備している。

聴覚障害のある学生に対応するための専用の接続コードを、L棟:1F 講義室 10・11, 2F 講義室 12, レクチャーシアター, 3F 講義室 15, 基礎医学実習室, M棟:講義室 21・22 及びさくらホールに設置し、教員には専用マイクを付けてもらい、音声聞き取りやすくなるとともに、DVD等も聞けるようにしている。また、平成28年度より音声を文字におこすスマートホン用のアプリ「UDトーク(コミュニケーション支援・会話の見える化アプリ)」も法人契約をし、導入している。また、同級生を中心とした学生たちが、主体的にグループをつくり、支援にあたっている。

また、聴覚障害のある人の支援に活用されている「UDトーク」の活用の仕方について講習会を行い、教職員や学生が多数参加した。この講習会では、UDトークの開発者である青木秀仁氏を招き、タブレット端末を実際に操作しながら、UDトークの使い方を実践的に学んだ。

〈社会人、編入、転入学生への支援〉

社会人学生の受け入れは積極的に進めており、入学試験でもその特別枠を用意してい

る。入学後は、「社会人学生」ということでの特段の分け隔ては行っていない。学生生活および学習支援については、クラス担任などの各教員のオフィスアワーで個別に対応している。

編入および転入学生についても受け入れを積極的に進めている。入学後はクラス担任やゼミ担任が個別に対応して、学生生活および学習支援を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生数の更なる増加に対応するとともに、活動の活性化と学生生活の充実を図るために、学生サービス、厚生補導の体制を強化する。また、優れた学力や資質を持ちながら経済上の理由で、入学できない者や入学後の経済事情の変化によって勉学を継続することが困難になった者などに対応できる奨学金制度をさらに充実させる。中期計画では2023年度までに新たな制度を創設することを達成目標としている。

学生が一層自主的に活動するように支援していく。今後も課外活動の活発化が予測されるが、スポーツ・文化関係を問わず、活動の幅の広がりに伴った施設設備の拡充や、サークル活動補助金の確保等適切な支援策を講ずる。中期計画では2021年度までより充実した新たな支援を行うこととしている。

また、学生が相談しやすい環境を確保するため、相談室、相談体制の充実を図る。教職員が学生に接する際の態度が大切である。この点に留意して、教職員の態度に気を配る必要がある。中期計画では、学生の意見を汲み上げる仕組みを整えると同時にその動向を把握し、2021年までに必要な改善を図ることとしている。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

施設は、大学設置基準上の校地及び校舎基準面積を満たしており、教育研究目的を達成するために必要な施設設備が整備されている。大学図書館では、ラーニングコモンズ機能の拡充・整備など、教育環境の一層の整備を進めてきた。活用状況については、授業、課外活動、学生間交流、教員の研究活動に効果を発揮している。

大学キャンパスは、千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3 にあり、JR 都賀駅からバスで約 15 分の場所に位置している。校地総面積は 69,890 m²（うち 19,182 m²は、大学、短大、高校共用運動場(グラウンド)、校舎総面積は 15,809.14 m²である。

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準校地面積 7,200 m²、同じく校舎面積 7,140 m²を満たしており、教育研究に必要な施設設備が整備されている。

ア 校舎に配置している部屋は、教員研究室 40 室、講義室 17 室、演習室 50 室、実験実習室 8 室で全室空調管理がなされている。プロジェクター等の設備は、講義室、実験実習室、及びゼミ室を除く演習室に全て整備されており、ゼミ室は携帯用で対応している。

(【資料 2-5-1】平成 29 年度講義室、実験実習室、演習室配置数根拠資料)

イ 運動場用地 (19,182 m²) は、植草学園短期大学及び植草学園大学附属高等学校との共用施設として、体育の授業及びサークル活動に利用している。

ウ 体育施設は、体育館 (940 m²)、フットサル兼テニスコート 2 面、スリーオンスリーコート 1 面、ゴルフ練習場、弓道場があり、勉学のみならずスポーツによる心身の健康を維持するとともに、学生間の交流の場となっている。

エ 附属施設として、学生相談室、健康管理室、課外活動棟 2 棟、大学食堂、コーヒールoungeがあり、学生の利用が活発である。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

図書館は、植草学園短期大学との共用施設として平成 21 年 1 月に新設開館した。蔵書数約 54,200 点(平成 29 年 5 月現在、視聴覚資料を含む)である。学生支援として図書の購入リクエストには積極的に応え、必要な文献も他大学図書館等との相互貸借を通じて取り寄せている。参考図書の整備や、シラバス推薦図書の購入など図書館として必要な資料の選定も随時行っている。

学生用パソコンとして 100 台(うち 30 台は Windows10)設置しており、ゼミや授業等で図書館施設を利用することも多い。ゼミ単位で卒業論文執筆のための文献検索実習の指導を図書館員が行っている。

また、『植草学園大学研究紀要』を電子化し、機関リポジトリ管理も行っている。

開館時間は、平日午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 5 時までである。利用者数は、年間で延べ約 73,200 名(1 日約 280 名)である。

(【資料 2-5-2】図書館利用状況)

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設のバリアフリー化については、学園建学の精神と大学の目標である「インクルーシブ社会の実現」を基本理念として、施設整備に配慮している。施設・設備の改善については、学生の満足度調査や学内の環境委員会からの要望・意見を参考に改善を図ってきた。

ア IT 施設では、学修用パソコンがメディアセンターに 12 台、図書館に 100 台が用意されているほか、PC 室を改修し新たにパソコン 80 台が整備され、有効に活用されている。また、学内無線 LAN の利用が可能である。

イ 学修専用室として設置した「スタディコート」は、午前 9 時 20 分から午後 8 時 45 分まで開館し、保健医療学部の学生を中心に利用されている。学修目的に応じた機器の利用や学修スペースの活用が図られるようになり、学生のアクティブ・ラーニング促進の一助となっている。

また、小学校を想定した模擬教室や学修専用スペースを配置した「トライアルコー

ト」では、模擬授業の実践をはじめ、授業収録用機器や各種 IT 機器を活用した多様な学修が展開され、主として発達教育学部生の主体的学修に大きな効果をもたらしている。

ウ 建物入口のスロープ，エレベーターの設置，障害者用トイレの設置等，バリアフリーの基本的な整備を行っている。

(【資料 2-5-3】 トライアルコート概要)

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

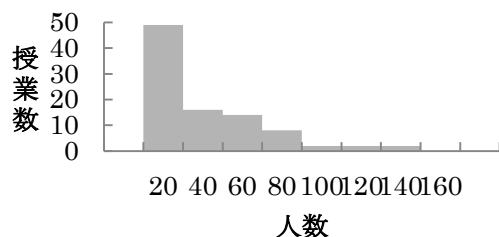
授業を行う学生数については、授業科目の特性や授業の形態によっても異なるが、概して少人数で行うことにより教育効果が上がるため、両学部ともに、可能な限り少人数のクラスでの編成を行っている。

例えば、ピアノ実技を含む授業では、個別指導を行うため、学生の需要に見あったピアノ室を用意し、同時に複数の教員を配置して、1クラス 10 人程度で授業を行っている。外国語科目においては、1クラス 20 人程度で授業を行うように開講コマ数を配置している。

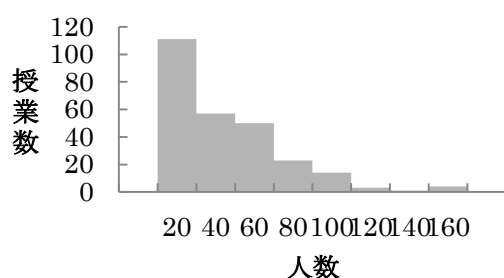
また、演習科目は、授業の性格上、多人数を同時に指導することが困難なことから、できる限り人数が多くならないように開講コマ数を増やすようにしている。ただ、現実には、年度によって予想以上に受講希望者が多い場合がある。その場合には、担当教員と協議の上、受け入れ人数を増やしたり、場合によっては新学期当初に急遽開講コマ数を増やしたりして対応している。

授業科目によっては、設備や機器の数による収容人数に限りがある場合がある。この場合は、履修登録の前に事前登録を行い、上限を超えた授業については、抽選によって当年度の受講者を決定している。この場合、翌年度には受講できるように配慮している。

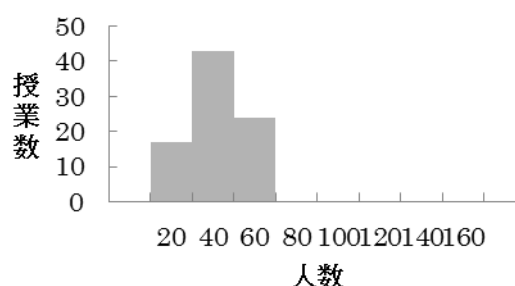
教養教育科目



発達専門科目



保健専門科目



図に、教養教育科目、発達教育学部専門科目、保健医療学部専門科目の学生数と授業数を示した。教養教育科目については、英語をはじめとし20人以下の少人数で行っている科目が約半数あり、教育効果をあげている。一方、100人以上の授業が数科目みられる。

【資料 2-5-4】授業科目と履修者数

発達教育学部においても20人以下の少人数による授業が過半数を占める。音楽表現等の科目では人数制限を行い授業数を増やすことで対応している。100人以上の授業が2科目ある。

保健医療学部においては、クラス単位で受講する科目がほとんどであるため、30～55人の人数で授業が行われている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

施設設備の整備，その有効的な活用については，今後も学生及び教員（非常勤講師を含む）の要望を聞く機会を設け，それらを取り入れつつ整備していく。学生の主体的な学修を促進し，十分な学修時間を確保するために，必要な機器（パソコン，プレゼンテーション機器）と情報環境（無線LAN環境の強化）を整備すること及び学修スペースを確保することを推進する。

また，授業終了後も学内施設で自修する学生に対して，図書館及び図書館以外の施設の開放を進める。

教養教育科目および発達教育学部専門科目において100人を超えて行う授業が数科目ある。これに対しては授業数を増やして対応する必要がある。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望等は，科目ごとに実施している「学生による授業改善のための実態調査」により把握している。

「学生による授業改善のための実態調査」は，受講者数 5 名以上の科目ごとに，最終回の前に実施し，最終回に学生に集計データを A4 表として作成し，学生及び教員に，フィードバックしている。質問項目には授業の成果についての項目があり，「この授業を通して自分で主体的に学修を行うことが増えた。」等について，5 段階の評価を実施している。これにより，学生自身の授業の成果を把握している。さらに，自由記述欄を設け授業に対する改善意見等記入できるようにしている。教員も，フィードバックされた調査結果を参考に授業報告書として，「学生の受講態度」，「理解状況」，「改善事項」等を記載し，FD 委員会に提出している。これらを基に FD 委員会では学生の学修支援に関する意見・要望を把握・分析し対応を各委員会，教員，事務局を依頼し，結果を取りまとめ，FD 研修会で改善等を検討し，次年度の学生の学修支援を行っている。

2-6-② 心身に関する健康相談，経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望等はクラス担任やゼミ担任等による聴取はもとより，投書箱への投書や年度末に実施される学生の満足度アンケート等により，常に受け止め反映できる体制を整えている。

1 年生には入学直後にクラス担任による個別面談を実施し，経済的支援や健康相談を含む生活上の悩みや戸惑い等に必要な支援的対応を丁寧に行っている。また必要に応じて関係委員会へ回付するなど，学生の意見に対応できる体制をとっている。

年に 1 度行われる定期健康診断において，心身に関する健康相談は全ての学生と行い，学生の意見・要望を把握している。また，その結果を基に保健資料作成や学生理解のための資料購入に繋げている。学生の健康相談については，健康管理室およびクラス担任やゼミ担任によって常時相談ができる体制になっている。

学生の声を何でも広く吸い上げるために，投書箱は学内 2 か所に設置している。定期的に投書を確認するとともに，学生委員長に報告し，必要に応じて関係委員会へ回付するなど，学生の意見に対応できる体制をとっている。また，学生から施設などの要望は学友会を経て，学生委員会に提出される体制になっている。さらに，クラス担任・ゼミ担任など全教員が随時学生の個別の意見・要望を受け入れ，必要に応じて関係委員会へ

回付するなど、学生の意見に対応できる体制をとっている。

毎年、1月から2月にかけて、第2学年、第4学年生全員を対象に履修登録、時間割、授業内容、図書館、キャリア支援、サークル活動、教員・事務局の対応、施設・設備等学生生活全般に及ぶ項目について、5段階評価及び自由記述によるアンケートを実施している。5段階評価については、「3：普通」を除き、「5：とてもよかった」・「4：よかった」を満足群、「2：あまりよくなかった」・「1：よくなかった」を不満足群として集計し、グラフ化した。自由記述については、全記述を集約し、記述内容を分類し、全学の委員会及び該当する事務局で検討し、できる限り学生からの要望に応え、よりよい学生生活が送れるよう改善に取り組んでいる。

近年では、学生の要望から、フットサルコートでの夜間照明の設置、サークル活動を含む学内施設利用時間の延長およびそれに伴う学園バスの増便、体育館へのロッカーの設置、体育館へのAEDの設置、サークル棟への除湿器の設置などの環境整備が順次、適切に行われている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望は、「学生満足度アンケート」により5段階のマークシート方式と自由記述欄で把握している。

「学生満足度アンケート」は、2年生と4年生全員に実施している。

（【資料 2-6-1】 「満足度アンケート集計結果」）

それぞれの平均値は、全体としては毎年あまり変化がないが、「学習環境としての施設・設備」2年生 3.6 に対し、4年生は、3.3 と低くなっている。「試験資格、進学や就職等に関するキャリア支援」も2年生 3.5 に対し4年生 3.2 と低くなっている。「事務室の対応」2年生 3.6 に対し4年生 3.0 である。

また、自由記述欄に Wi-Fi の全棟完備、教室エアコンの温度管理、ICT 機器特にタブレット端末の利用、図書館の時間延長等の要望があった。これらについて、自己点検評価委員会で取りまとめ、各担当課等へ依頼し、改善を図った。改善結果等については、学生ポータルサイト U-navi で学生にフィードバックしている。

Wi-Fi については平成 30 年度に整備を予定している。教室のエアコン管理についても改善を検討している。また、タブレット端末等 ICT 機器については、スタディコート、トライアルコートで用意され、授業利用できること。図書館についても平日 9:00～21:00 迄利用できることと、延長の要望があれば検討すること等を回答している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

中期計画では、学生サービス、厚生補導の体制を強化し、学生の様々な活動の活性化と学生生活の充実を図ることをあげている。このために、学生の意見・要望をより汲み取る体制を整備していく。

学生の満足度アンケートには、学生の健康相談や経済支援に関する項目がなく、現状として、学生の健康相談や経済支援について、学生の意見・要望を広く把握し、また分析する仕組みが構築されていない。このため早急にこの体制を整え、学生のニーズに答えられる仕組みを作る。

[基準2の自己評価]

基準項目 2-1 から 2-6 までの自己判定に基づき、総合的に基準2を満たしている。

学修と教授については、総じて開学時の目的に沿って運営されており、卒業生の学力や行動力、あるいは人間力となって、教育の成果が現れる時期に来ている。

ただし、諸所に改善すべき点があることを認識している。個別の改善点は、各項目において記した。特にカリキュラム改善成果の確認、FD 活動を通じた授業改善への取り組み及び学生の主体的な学修を促進することの3点を推進することが本学の教育全体の質向上にとって重要であり、引き続き重要案件として取り組むこととする。

基準3. 教育課程

3-1 単位認定, 卒業認定, 修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的とディプロマ・ポリシーの関係については基準1において説明したとおりである。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、毎年4月に学生に配布する履修要項に明記してある。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーをシラバスに反映させており、個々の科目に到達目標が書かれている。この到達目標に達していることが単位認定基準となっている。

進級基準, 卒業認定基準については、毎年4月に学生に配布する履修要項に明記してある。これにより、学生および教職員に周知されている。

3-1-③ 単位認定基準, 進級基準, 卒業認定基準, 修了認定基準等の厳正な適用

[全学]

単位制度の実質化のために履修上限単位数を設定し、学部規程に明記し、『履修要項』に明確に示してある。また、単位制の実質化について、機会あるごとに学生に周知するとともに学生の学修時間を把握するため、学修時間アンケート調査を毎年行っている。単位認定に必要な達成目標はシラバスに明記してある。

(【資料 3-1-1】履修要項)

(【資料 3-1-2】学修時間に関するアンケート調査結果)

〔発達教育学部〕

学年ごとに履修登録できる単位数の上限を設定している。登録できる単位数の上限は、学年ごとに42単位としている。ただし、教諭の免許及び保育士の資格を複数取得しようとする場合には、卒業に必要な124単位以外に、それぞれの基準に指定された科目の単位を修得する必要がある。その場合には、GPA値が一定値以上であることを条件として、48単位を限度として履修登録を認めることとしている。これらの履修登録単位数の上限に関しては、学部規程の細則に明記されている。

（【資料3-1-3】発達教育学部 学年 GPA 値の推移）

また、単位に見合った学修時間を確実に担保するために、各授業時間に対して予習・復習を強化することを教員に求め、学生にも対応させることとした。

単位認定、進級、卒業の要件は、『履修要項』に明確に示してある。学生は、年度当初に前・後期の履修計画を立て、定められた履修登録期間に登録することとしている。登録していない授業には、出席しても単位を修得することはできない。

進級制度は定めていないが、欠席の多い場合など、留年とならざるを得ない学生もいる。また、学外における実習については、実施するために必要な授業科目と単位数を指定し、適用している。

学科の教育課程において、指定した必修科目及び選択必修科目の単位を満たすことを卒業要件としている。卒業に必要な単位数は、卒業研究を含めて124単位である。

（【資料3-1-4】発達教育学部における実習に係る履修要件に関する申し合わせ）

〔保健医療学部〕

単位制度の実質化については、年度当初に開催されるオリエンテーションで詳しく説明している。卒業に必要な単位数は126単位である。履修登録単位数の上限に関しては、学部規程の細則に明記されており、第1学年と第2学年が48単位、第3学年が45単位、第4学年が40単位である。履修科目の登録をコンピュータ上で行うため、上限を超えて登録できないようになっている。また、GPA制度を導入し、GPA値が基準より高ければ、翌年度の履修登録単位数の上限を高くすることができるようにしているが、保健医療学部の場合には、必修科目が多いため時間割上のゆとりが少なく、上限を超えて履修登録を行う学生はほとんどいないのが実状である。ただし、GPA値は、在学生スカラシップの表彰及び卒業時の成績優秀者選考等の参考にしているため、GPA制度は学生の学修意欲高揚に機能している。

単位の認定、進級及び卒業の要件については学部規程に明記している。客観的な成績評価を行うために、学部において成績評価基準を策定している。単位認定の主な基準は、国家試験の知識レベルと外部の臨床実習において行うことのできる技能レベルである。これを基に各教員はシラバス上に成績評価基準を明示している。第2学年から第3学年、第3学年から第4学年への進級要件については履修要項に明示している。進級の判定及び卒業の認定については学部教授会の議を経て決定される。

単位認定、卒業要件等は、適切に規定され、認定に当たっては、各科目担当教員並びに全教員による協議のもとでそれぞれの学生に関する議論がなされ、厳正に運用さ

れている。次年度の学外実習を行うためには前年度の必修科目の単位を取得しなければならない。規定となっているので、第2学年から第3学年、第3学年から第4学年への進級において、単位未認定のための留年者が発生している。留年者に対しては、担任が定期的に、相談及び指導を行って学生の学修が進展するように支援している。

(【資料 3-1-5】保健医療学部 学年 GPA 値の推移)

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

〔全学〕

両学部とも、履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質化に対応している。発達教育学部においては、28年度入学生からは、一年次から専攻別クラス編成とし、副専攻履修要件を定めた。これにより学生が自身の将来を考え、専攻分野を主とした科目選択をするようになった。

単位の実質化と学生の学修時間を大幅に増加することを目指して、授業シラバスに予習(事前の学修)、復習(事後の復習や学修内容の展開)に関する記述を加え、実際の授業において、事前事後の学修が必要な授業を展開することとする。その効果を検証するため、今後も学修時間調査を継続して行い検証を続ける。

(【資料 3-1-6】授業概要(シラバス))

〔発達教育学部〕

発達教育学部にあつては、学生に対して自分の主専攻を意識し、専攻分野と履修科目との関連性に留意して科目を選択するように引き続き指導することとする。

〔保健医療学部〕

単位未認定者を極力減少させるよう、成績下位の学生に対し、きめ細かい指導をすることはもとより、留年者に対しては学修効果を高めるためのプログラムを設定する。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの関係については基準1において説明したとおりである。

カリキュラム・ポリシーは、学生および教職員に周知されている。全ての科目のシラバスにおいて、「授業内容・授業計画」欄に当該科目とカリキュラム・ポリシーおよびディ

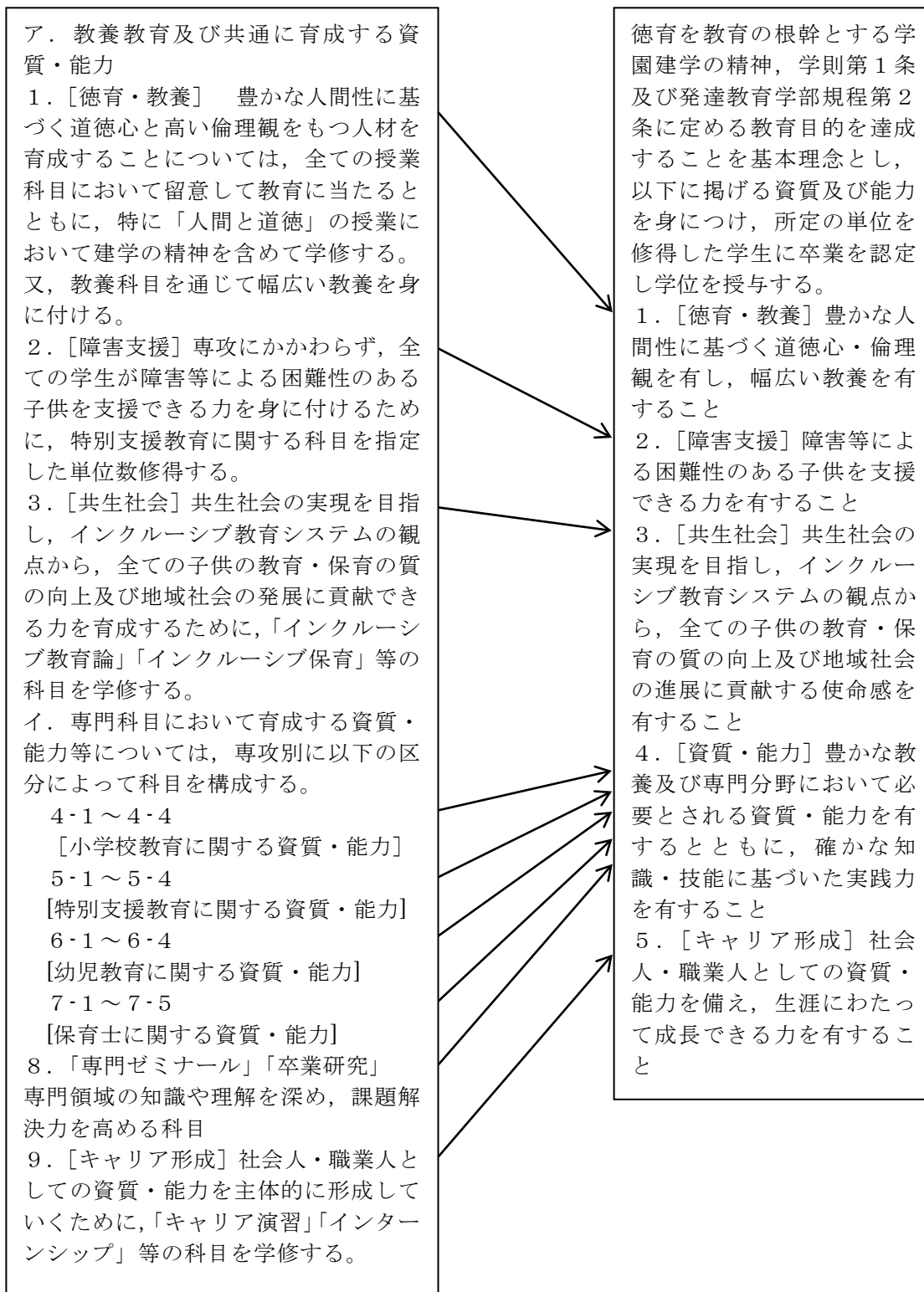
プロマ・ポリシーとの関連について明記してある。

また、本学ホームページ上にも公開しており、シラバス作成時にもそれを踏まえるように教員に周知している。学生にもそのことはオリエンテーション等で伝えている。

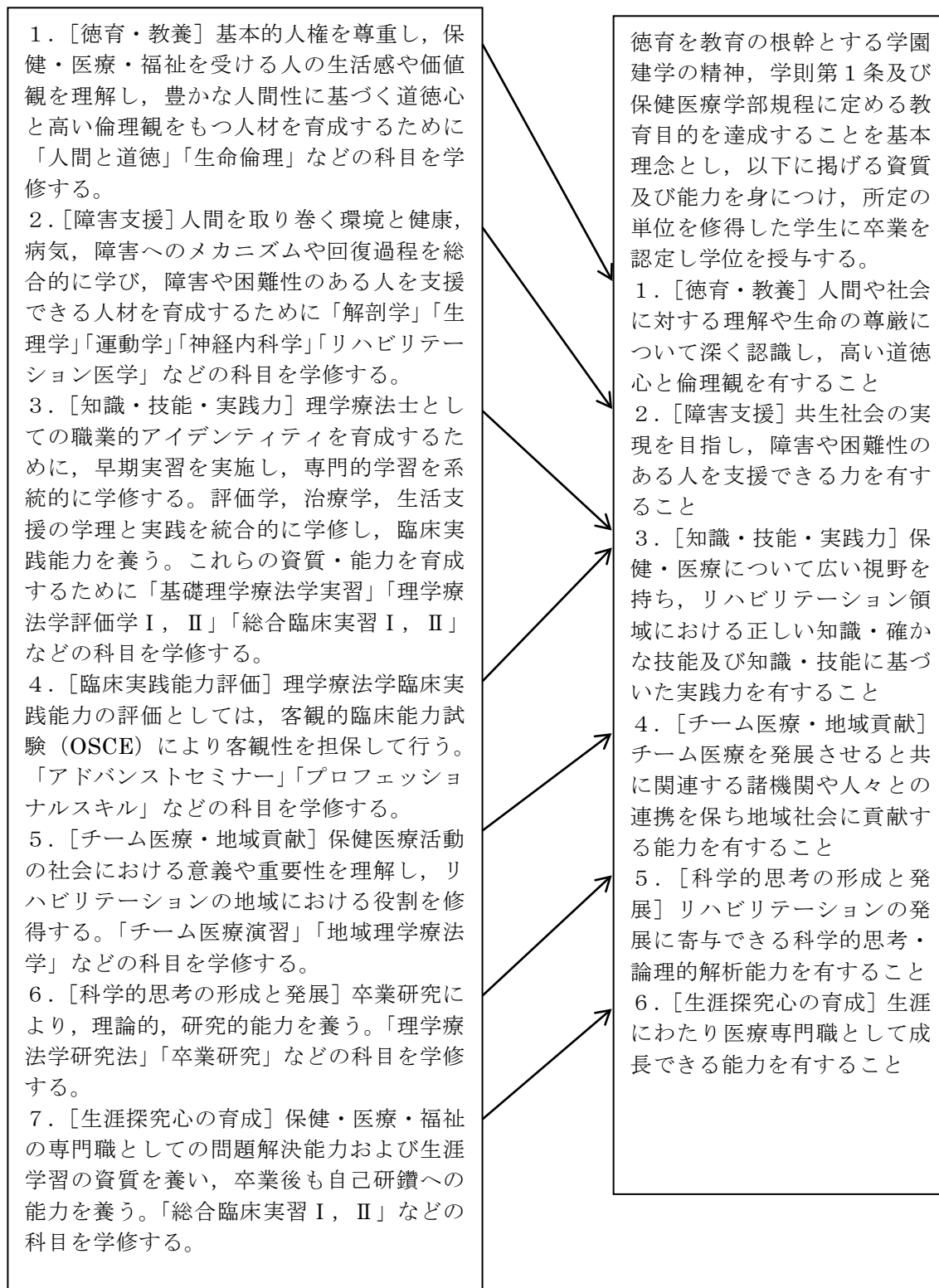
3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

両学部とも次の図のようにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの項目にタイトルをつけ、関連性を明確にしている。「徳育・教育」「障害支援」に関しては、両学部共通のポリシーである。また、全科目のシラバスの「授業内容・授業計画」欄に、「ポリシーとの関連」という項目を設けており、そこにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと当該科目との関連を明記している。そのため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が学生にも理解できるようしている。

発達教育学部におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係
 カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー



保健医療学部におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係
 カリキュラム・ポリシー ディプロマ・ポリシー



3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

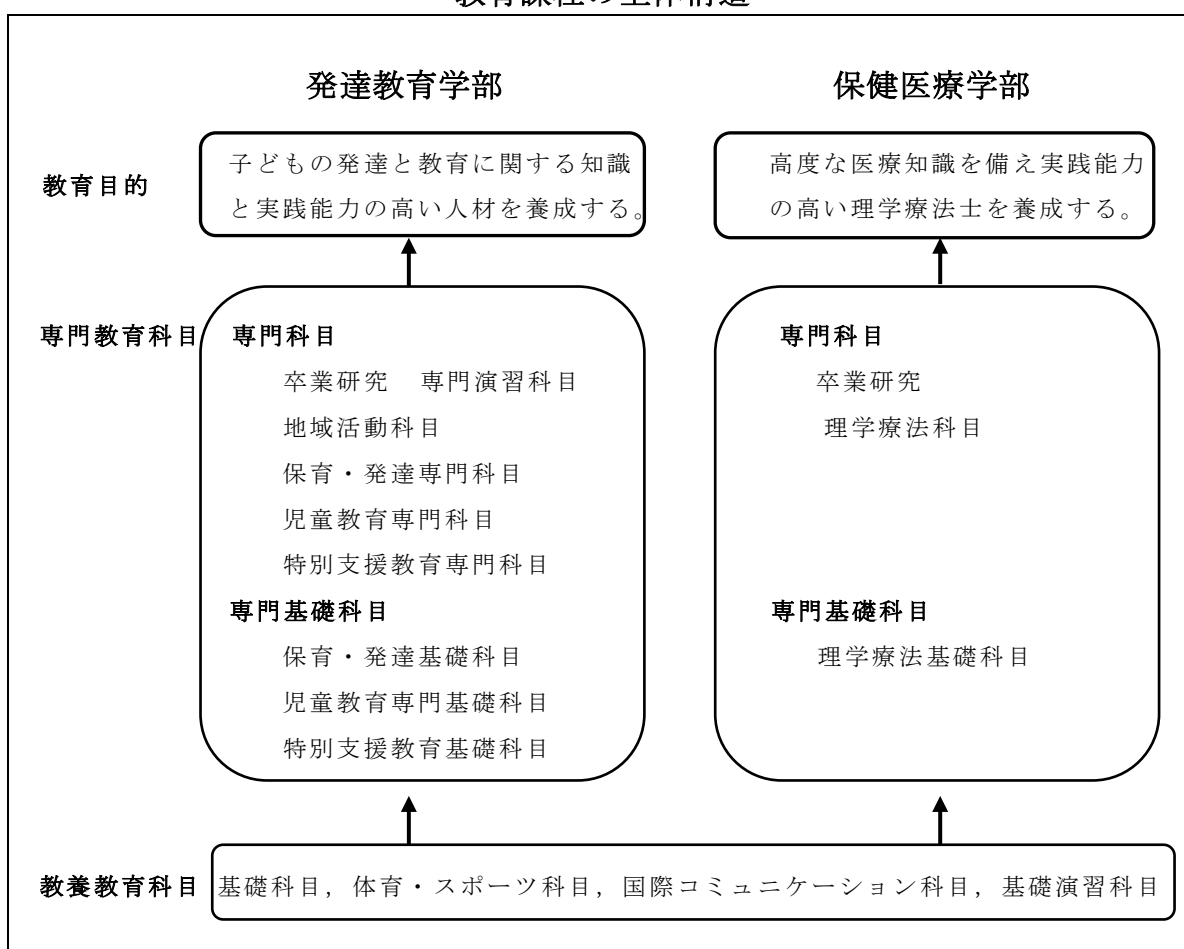
教育課程の全体構造は次のようになっている。教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学習への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的としている。両学部に通講している。

専門教育科目は専門分野における基礎的・基本的な内容の科目を専門基礎科目として配置し、より高度で専門的な内容の科目を専門科目として配置している。

授業科目には、記号番号（ナンバリング）を付し、教育課程の体系に沿った授業科目の位置づけを明示している。履修要項のカリキュラム表にナンバリングを記載し、それによって履修を進めるように学生に説明している。

両学部ともカリキュラム・ポリシーにこれらの教育課程の体系的編成を示している。

教育課程の全体構造



発達教育学部

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針に掲げる知識・技能、資質などを修得させ、教育上の目的を達成するために授業科目を以下の区分、体系的、学修内容、学修方法等によって編成する。

□ 科目の区分

教養教育科目 人間として共通に備えるべき教養及び高等教育のために必要な基本的な知識や能力を育成する科目。

専門教育科目 専門分野に関する深い理解と技能を習得する科目

□ 科目の体系性

学部，学科ごとに，それぞれの専門分野に応じた教育課程を学位プログラムとして編成する。各科目に記号番号（ナンバリング）を付して体系性，系統性をわかりやすく示す。

□ 科目の構成と学修内容

1. 教養教育科目

基礎科目及び体育スポーツ科目，国際コミュニケーション科目，基礎演習科目を通じて広く豊かな教養を身につけ，身体の健康を保ち，コミュニケーション能力を高める。授業科目「人間と道徳」及び「日本国憲法」を必修科目とする。多方面の教養科目を通じて幅広い教養を身に付ける。基礎演習科目には，初年次教育及びリメディアル教育の内容を含め，大学における学修の基盤を形成する。

2. 専門教育科目

学修内容の程度に応じて専門基礎科目と専門科目に区分する。専門分野に従って専攻・コースを設ける。又，学修の体系に応じて必修科目，選択科目の区分を設け，併せて学修の順序に応じて履修学年を指定する。

・専攻は，小学校教育専攻（小学校教諭養成），特別支援教育専攻（特別支援学校教諭養成），幼児・保育専攻（幼稚園教諭，保育士養成）の3専攻とする。

3. 特別支援教育科目

本学部の特長である障害等のある子供への支援能力を育成するために，特別支援教育に関する科目をすべての専攻において学修するものとする。

4. キャリア形成及び能動的学修

社会人・職業人としての資質・能力を育成するために，キャリア形成を促進するための科目を置くとともに，進路に応じたボランティア活動，インターンシップ活動を認定する科目を設け，学生の主体的な学修を支援する。

5. 専門ゼミナール及び卒業研究

学士課程における学修の専門性を深め，課題を分析，整理，考察する能力を高めるため，必修科目として「専門ゼミナール」及び「卒業研究」を履修する。

□ 学修方法

・学内における授業は，講義，演習，実験・実技に区分して行う。ただし，学生の能動的な学修を促し，学習効果を高めるため，これらの方法を交えたり，教育機器やICT技術を用いて行う。

・学外において，学校や施設を見学したり，実習によって職業を体験する機会を設け，職業人としての実践的な能力を高める。

□ 学修成果の評価

・学生個人の学修成果の評価

科目の修得状況については、修得科目数及び GPA 値等によって評価する。

・学部・学科の教育成果の評価

授業科目については、年度ごと、学年ごとに履修者数、修得者数、GPA 値等によって評価する。

資格、免許取得状況については、年度ごとに関連の模擬試験、採用試験結果等を参照して評価する。

保健医療学部

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

卒業認定・学位授与の方針に掲げる知識・技能、資質などを修得させ、教育上の目的を達成するために授業科目を以下の区分、体系性、学修内容、学修方法等によって編成する。

□ 科目の区分

教養教育科目 人間として共通に備えるべき教養及び高等教育のために必要な基本的な知識や能力を育成する科目。

専門教育科目 専門分野に関する深い理解と技能を習得する科目。

□ 科目の体系性

学部の専門分野に応じた教育課程を編成する。各科目に付した記号番号（ナンバリング）に沿って体系的、系統的に学修するプログラム。

□ 学修内容

1. 教養教育科目

建学の精神を学修する科目として「人間と道徳」を必修とする。学部の専門教育科目の基礎知識として「心理学」「基礎生物学」「統計学入門」及び「コミュニケーション論」を必修科目とする。

その他の教養教育科目においては広い教養を身につけ、体育スポーツ科目においては身心の健康を保ち、国際コミュニケーション科目においてはグローバルコミュニケーション能力を高める。基礎演習科目においては、初年次教育及びリメディアル教育の内容を含め、大学における学修の基盤を形成する。

2. 専門教育科目

基礎医学、臨床医学および社会医学を学ぶ専門基礎科目と理学療法の知識と実践を学ぶ専門科目に区分する。これらは領域と学修の体系に応じて必修科目、選択科目に区分し、履修の順序に応じて学年を指定する。

3. 臨床実習科目

専門的職業人としての資質・能力を育成するために、臨床実習科目を置く。これにより臨床における問題解決力および主体的な学修を高める。

4. 卒業研究

医療専門職として科学的思考の形成および生涯探求心の育成を目指し、保健医療・リハビリテーションの発展に寄与する卒業研究を必修とする。

□ 学修方法

・学内における授業は、講義、演習、実習として行う。これらの授業においては、

教育機器や ICT 技術を用いて、学生の能動的な学修を促し、学習効果を高める。

- ・学外においては医療施設において臨床実習を行い、職業人としての実践的な能力を高める。

□ 学修成果の評価

- ・学生個人の評価

科目の修得状況について修得単位数及び GPA 値によって評価する。

- ・学部・学科の教育成果

授業科目に関しては、授業評価アンケートにより学生の評価を受ける。

学部・学科全体の教育成果の評価としては国家試験結果等を参照する。

(【資料 3-2-1】科目ナンバリング及び教育体系)

(【資料 3-2-2】平成 29 年度発達教育学部教育課程)

(【資料 3-2-3】発達支援教育学科の教育課程)

《各学部における方針の明確化》

【発達教育学部】

発達教育学部の教育課程は、大学設置基準及び教員養成課程認定基準、保育士養成施設の設置要件を満たし、各課程の目的に基づいて体系的に編成している。教養教育科目及び専門教育科目とも学生の志向に対応できるように相当数の選択科目を設定している。それぞれの基準・設置要件を「履修要項」に掲載するとともに、基準等の求める個別の内容に、基準と対応する授業科目を対比させて、明確に示している。平成 28 年度入学生より 1 年次から主専攻課程を明確にして(意識づけるとともに)各課程のカリキュラムをより精選化している。再課程認定を踏まえたカリキュラム改訂を行いつつある。平成 31 年度より実施(幼保課程は平成 32 年度予定)できるように計画的に準備を進めている。発達教育学部においては、その方針は常に明確となっている。

《発達教育学部の教育課程の概要》

発達教育学部における教育目的は、建学の精神に基づいて学部規程に明記している。その趣旨は、社会の現状を十分に分析し、現在及び将来的に、広く要請されている幼児・児童等の成長発達、障害や学習上・生活上の困難性への支援に関する教育・研究を行うとともに、幼児・児童の保育と教育の分野において実践能力の高い人材を養成することである。

発達教育学部の教育課程の編成方針は、子どもの「発達」と「教育」とを総体的に理解し、保育・教育の実践に生かせる人材を養成するという学部の教育目的に合致するように設定している。さらに、教育課程の編成方針をいっそう明確にするため、小学校教育専攻、特別支援教育専攻、幼児・保育専攻のそれぞれの方針を次のように設定している。

小学校教育専攻においては、専門科目に加えて特別支援に関する科目を履修して、小学校教育の専門的な知見と能力を身につけるとともに、特別支援についての基礎的な知見と対応能力を持つことを方針としている。

特別支援教育専攻においては、小学校教員免許を基礎免許資格として、様々な学校現場や教育の場面でより専門的な支援ができる能力を持つことを方針としている。インクルーシブ教育についても、将来現場でリーダー的な力も発揮できる力を身につけるように編成している。

幼児・保育専攻の科目も、専攻独自の科目を配置するとともに、特別支援の基礎的な知識・能力を持つことができるようにすることを方針として編成している。

当学部の教育課程は、生活や学習上の困難性や障害を持つ子どもに対する特別支援に関して理解と対応能力を備えた人材を養成することに力点を置き、すべての課程において、特別支援教育に関する科目を 8 単位履修する教育課程を編成している。このような教育課程は、最近では増えてはきたが、全国では先駆的な取り組みである。通常の小学校や幼稚園、保育所においても困難性を持つ子どもに対する教育的・保育的な面からの対応に関する内容を含む授業科目を 6 科目指定してあり、内、2 科目を必修に、4 科目を選択科目に位置づけている。本学部教育課程のもっとも特色のある部分である。

なお、学生の関心が高い専門分野を深く学修し、それぞれの目指す方向に適切な指導を受けることができるように、第 3・4 学年に「専門ゼミナールⅠ、Ⅱ」の科目を置いている。専門ゼミナールにおける専門領域の学力強化は、学生個々の専門力を高め、卒業研究へと発展している。

（【資料 3-2-3】発達支援教育学科の教育課程）

【保健医療学部】

教養教育科目は第 1 学年から第 2 学年に、専門基礎科目は第 1 学年から第 3 学年に、専門科目は主に第 2 学年から第 4 学年に配置して、段階的にスムーズに専門教育に移行できるような体系であり、卒業に必要な単位数は、教養教育科目 26 単位、専門教育科目のうち専門基礎科目 39 単位、専門科目 61 単位、計 126 単位である。

また、専門性に対する学生のモチベーションを高めるため、専門科目の講義、学内実習、学外実習ともに初年次から履修できるように配置している。特に、平成 28 年度の「エレメンタリーセミナー」においては、建学の精神、障害者への支援、リハビリテーション施設見学等を交え、動機づけを重視した初年次教育を充実させた。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学習への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的としている。両学部に通講している。平成 28 年度には教養教育科目名を見直し、学生にとって内容の分かり易い科目名および実情に即した科目名に変更したため、29 年度においては変更点は無い。

「英語」・「文章表現法演習」においては新入生を対象としたプレースメントテストを導入し、英語および国語の学力別クラス編成を行うことによって基礎力を確保するとともに、上級者には高度の学力を身につけられるようにしている。

（【資料 3-2-4】英語、国語プレースメントテスト概要）

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

〔全学〕

シラバスの整備

科目ごとに、教育目的及び教育課程における位置づけを踏まえたシラバスを作成し、大学ホームページ上にも公表している。

シラバス作成は、学長および教務委員会を中心に検討し、書式を統一している。記述事項は、科目の基本情報（科目区分、科目ナンバリング等）の他、ポリシーとの関連、授業のキーワード、学生の到達目標、授業の内容（1回毎の内容）、予習・復習の内容およびそれに費やす学修時間、成績評価の基準および方法、教科書および参考図書、オフィスアワーとなっている。各教員が作成したシラバスの内容については、各学科主任および教務課において点検し、より精選化に努めている。

アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法の工夫

教育方法については、個別指導を要する授業では少人数編成による授業とするなど、密度の高い授業ができるようにし、科目の特性に合わせて演習や実験・実習授業を展開するなど、様々な工夫を行っている。例えば、ピアノの演奏や伴奏しながら歌う科目では、個別指導を行う必要があり、一コマ90分の授業で10人程度を1クラスとして、同時に数クラス開講している。外国語科目においても1クラス20人を標準としてクラスを編成している。「英語」「文章表現演習」に学力別クラス編成を導入して、基礎学力の確保と上級者の学力向上を図り、体育科目は科目の種類を増やし、学生の科目選択の幅を広くするなどの改善を進めた。

教授方法の開発に関しては、英語教育に関して、英語担当教員と心理学担当教員が共同して、外国語学習における作業記憶の役割について研究を行い、その成果を「研究紀要」に公表するとともに、授業方法の工夫改善に役立てるなど、常に新しい教授方法の開発に努めている。

特に、学生に主体的な学修を促し学修時間の増加を図ることをねらいとして、FD研修会において主体的な学修(アクティブラーニング)に関する教員の理解と実践を促している。平成28年度にはその具体的な実践について各学部、各専攻から代表者が事例を発表している。また、シラバスの書式を改善し、すべての授業に「予習、復習、展開」を記載しており、その記載に応じた授業（双方向型授業など）を展開するように求めた。その成果は、今後も確認・検討が必要である。学修時間調査では、学修時間がほぼ横這いである。図書館の利用時間の延長やスタディコートの活用を促すなど、学生の主体的な学びを支援できるように努めた。

（【資料 3-2-5】学修時間に関するアンケート調査結果）

【発達教育学部】

授業科目は、教育課程の編成方針に即して適切に設定されている。教育方法についても、段階的・系統的学修、少人数教育、ボランティア体験学習等様々な工夫を行い、教員もアクティブ・ラーニングの考えを踏まえて、主体的・対話的な学びを重視して工夫し、一定の効果を上げている。これらにより、学生の学力の向上、課題意識がより促進され

ている。

担任指導制度は学生個々に丁寧な対応が可能となり、成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。

観察実習等の早期体験学習はモチベーションを高め、保育者、教育者の職業人としての自覚を高めている。平成 28 年度入学生からは、職業への意識を高め、勉学意欲を高めるように、インターンシップ・ボランティア活動をより充実させることで、現場に対する意識が以前よりも高まることが期待される。また、平成 29 年度より学生の参加しやすいように、その内容や条件も実情に合わせて改定している。

主要科目は専任教員が基本的に担当し、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師等を登用して、全体に体系的・系統的な教育を学生に提供している。

また、専攻ごとの履修科目を見直し、資格や免許を取得する際の履修単位数を法令に定めるところに近づけて減らすことで、単位の実質化を図るように改善した。ただし、複数の資格・免許を取得しようとする傾向もあり、採用試験対策も考慮して、平成 28 年度入学生から適用するカリキュラムの改訂を行った。28 年度入学生からは、一年次から専攻別クラス編成とし、副専攻履修要件を定めた。

【資料 3-2-4】カリキュラム改訂のねらいと方策(平成 28 年度の学生から適用)

【資料 3-2-6】副専攻履修要件

【保健医療学部】

本学部においては、初年次からの見学実習の導入が学生の意欲を引き出している。また、障害者・高齢者の福祉や心理に関する科目は、本学の建学の精神である徳育の教育でもあり、学生が臨床実習に臨む上での基本となっている。しかしながら、高校で物理・化学を学んでいない学生が多く、基礎科目の学修目標の達成が困難な学生もいる。平成 28 年度より、「自然科学基礎演習」を開講し、理学療法学を学ぶ上で必要な物理・化学・生物学を学修している。授業科目・実習は専任教員を中心とし、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師を登用して全体に整合性のある教育を学生に提供している。

幅広い教養と倫理観を持つために、自然科学，社会科学，語学だけでなく、障害者・高齢者の福祉や心理に関する教育を行っている。実践能力を高めるために学内では役割練習，実技練習，評価実習を取り入れている。また，学外臨床実習を効率的に行うために，見学実習，グループ実習，地域理学療法学実習，評価学臨床実習，総合臨床実習へと段階的に進めている。特に，第 3 学年後期には評価学臨床実習，総合臨床実習に進むための OSCE（客観的臨床能力試験）を行っている。OSCE に関しては，他学年の学生が模擬患者となり学部内教員はもとより外部からも評価者を招き，臨床実習に近い形で実施している。本学部の特色である OSCE 評価は学生がスムーズに臨床実習に進む上で必要不可欠なものになっている。

【資料 3-2-7】平成 29 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き

【資料 3-2-8】平成 29 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き

授業科目・実習は専任教員を中心とし、必要に応じて高度な専門性を備えた非常勤講師を登用して全体に整合性のある教育を学生に提供している。開学当初のカリキュラム

編成では、第2学年前期に必修科目が集中しており、分散化する必要があり、また、各科目間での整合性についても検討が必要であった。平成24年度から適用したカリキュラムによって、これらの点を改善した。

また、保健医療に関する現代的・先進的な課題に関して、トップレベルの講師を招き特別授業を行っている。

(【資料3-2-9】特別講師による保健医療学部の授業の概要)

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

〔全学〕

シラバスの作成にあたり、教員に対して、学部の教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、科目の目的、到達目標、授業毎の内容、予習復習の内容および時間等を記述することを求めるとともに、作成されたシラバスの記載内容について毎年点検し、より精選化に努めている。従ってシラバスの整備は適切といえる。

社会的ニーズ、学生のニーズ、生活実態、学力の多様化に対応できるよう、授業科目や授業内容、教育方法について継続的に見直しを図っている教務委員会、学生委員会を中心として、学生の実態を十分把握できるようなアンケート調査を実施し、分析・検討している。年度ごとに「学生生活満足度調査」を実施し、その結果をそれぞれの委員会で分析・検討し、その対応策をまとめて、順次改善に移した。この種の見直しと改善は、継続して行っていく。

(【資料3-2-10】学生生活満足度調査結果に対する回答)

よりよい授業を志向して、教育目的を十分に共有するために「非常勤講師との懇談会」を定期的に行い、専任教員と非常勤講師との意思の共通化を図り、各科目の目標と教育目的との整合性、科目間での扱い範囲の調整等について、課程ごとに実施することとする。専任教員に関しても教授会や学部ごとの教員会議でより共通理解が深められるよう取り組んでいる。

教員間のFD研修会を継続的にを行い、それぞれの授業改善の工夫について情報交換を行い、授業方法等の改善を図っていく。

また、開学以来、教育課程全体を踏まえて、学部の特性を生かしながら、進路と専門性の強化にとって、有効に機能しているか否かを毎年検証することとする。

〔発達教育学部〕

発達教育学部にあっては、学生に対して自分の主専攻を意識し、専攻分野と履修科目との関連性に留意して科目を選択するように指導することとする。また、学生の学修状況を踏まえて、個々の学生にきめ細やかで具体的な支援ができるように常に教授方法を見直し精選化し、学生のよりよい学びのために改善に努めていく。

〔保健医療学部〕

平成27年度から、本学のカリキュラムと理学療法士国家試験の出題基準との整合性

について検討し、29年度のシラバス作成の参考とした。平成32年度から、「理学療法士作業療法士養成施設指定規則」（一部改正）が施行されるため、これに則り学修効率が高く高度な知識を網羅する教育課程を目指す必要がある。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

「基準項目3-3を満たしている。」

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

平成24年12月以来、毎年学生の学修時間調査を行ってきた。平成29年度の結果において、自学自修時間は、全国の大学生を対象にした調査と似た傾向が見られたが、大学で受ける授業コマ数に関しては、全国平均より増加していた。これは、本学の授業科目が免許・資格を取得するための科目が多いことによるものである。学生もそのことを理解していると思われる。

発達教育学部の学生については、全員に自己の学修状況を「学びのコンパス」に記録させ、学期の中間や期末にクラス担任教員または専門ゼミナール担当教員に提出させ、点検のうえ、個別指導を行った。これによって、学生個人の学修状況を把握するとともに、教育目的の達成状況を推察する資料としている。

保健医療学部の学生については、学生数が少ないこともあって、個々の学生の学修状況は、クラス担任教員が、常時把握しており、必要に応じて指導するとともに、理学療法士国家試験過去問題や模擬試験問題への正答率など、具体的な数値として教育目的の達成状況を把握している。保健医療学部の授業では、「小テスト」や「復習テスト」を取り入れている科目が多い。簡単なテストであるが、継続的に行うことで自学自修の習慣が付き、学生も教員も教育目的の達成度を点検することができるようになっている。

教員の教育目的達成については、年度目標において、学部の目標を理解するとともに、授業シラバスにおいて、授業ごとに達成目標を明記し、目標を達成することを目指して授業を展開している。学期末に、授業ごとに、学期中の授業を振り返り、授業の目標・ねらいについて「授業報告書」に所見を記載し、目標の達成状況を確認している。

全学としては、FD委員会が、学期の後半で行う「授業改善のための実態調査」アンケート結果に基づいて、改善策を最終授業内で学生に説明し、結果を「授業報告書」に記録している。「授業報告書」は、学内で回覧して、授業改善の参考に供し、教育目的の達成度を高めるようにしている。

【資料 3-3-1】模擬試験実施状況

【資料 3-3-2】授業改善のための実態調査集計結果

【資料 3-3-3】発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー

【資料 3-3-4】保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー）

【資料 3-3-5】「卒業認定・学位授与の方針」，「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン）

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生へのフィードバックは、毎学期の後半時期に実施している学生による授業改善のための実態調査の結果を、即座に担当教員に戻し、項目ごとのランク評価結果及び記述事項について、最終授業において、学生に説明や回答を行って、学生の意見が反映されるようにしている。

また、教員は、学生の評価結果についてどのように対応したかについて、学期末に「授業報告書」の中に記載することとしている。全教員の「授業報告書」をまとめて教員間で回覧して、改善のための資料として利用できるようにしている。

平成 29 年度には、第 1 回 F D 研修会において前年度の「授業報告書」に見られる諸課題を取り上げ、教員全員がその問題点を認識し、対応策について討論を行った。その結果、全学として主体的な学修を促進するための授業を積極的に取り入れることを確認している。

【資料 3-3-6】平成 29 年度学生による授業改善のための実態調査実施要領他）

両学部とも授業担当教員は学生の受講状況を担任教員やゼミ担当教員に伝達し、教員が個別学生の受講や勉学に関する相談に応じ、場合によって、授業担当教員と受講について意見調整を行っている。また、前期第 5 週に教務課が出欠状況調査を行い、学生の出席状況を把握している。これを踏まえ、欠席の多い学生の指導を行っている。両学部のそれぞれの教員会議において、毎回、学生に関する情報交換の時間を設け、全教員が情報を共有し、細やかな指導ができるようにしている。

発達教育学部においては「学びのコンパス」に基づいた学年ごとの担任指導制度は、学生個々に丁寧な対応が可能となり、成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。3.4 年次のゼミ担当者からの学生個々への指導はさらに丁寧で具体的に対応できている。学生成績表に基づいた個別の面談も資格取得や卒業に向けて学生個々に応じた対応の場として有効に活用されている。

【資料 3-3-6】平成 29 年度学生による授業改善のための実態調査実施要領他）

【資料 3-3-7】平成 29 年度授業報告書）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

①学部の教育目的，②教育内容・方法，③授業ごとの達成目標の達成状況の 3 者のうち，③については、学科や専攻としての達成状況をいっそう明確に把握するための指標と仕組みを明確化することとする。その上で、①と②について、カリキュラムの改善結果の有効性という視点から分析し、更なる改善方策を立てることとする。なお、「授業報告書」の記載事項について、シラバスの記載との整合性をはかるようにさらに改善する必要がある。学生による授業改善のための実態調査によっても改善をしているが、学生の認識の差や質問項目の精選化は今後も課題となっている。

[基準3の自己評価]

基準項目 3-1 から 3-3 までの自己判定に基づき、総合的に基準3を満たしている。

特に、3つのポリシーにおいては整合性を取るよう策定し、平成29年度より教員ならびに学生に周知している。教員は、これらのポリシーを基にそれぞれのシラバスを作成している。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについては適切に実施しており、毎年学生の実態を踏まえた改善を計画的に進めている。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1の自己判定

「基準項目4-1を満たしている。」

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

大学の意思決定は学長が行う。学長は、学則に基づいた大学運営協議会と両学部の教授会の意見を勘案し、意思を決定する。大学運営協議会では議決は行わないものの、学長、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長、大学事務局長によって組織し、両学部（発達教育学部、保健医療学部）に関わる教育研究上の重要事項を協議する。学部の教授会は、学部長、教授、准教授、講師、助教等の教員、学園事務局長、大学事務局長で組織し、各課長・室長も陪席し、学部における教育・研究、教育課程、学生の入学、卒業、また、身分異動等を審議する。

教授会の下には各種委員会を設置し、教授会の審議を適切に行うため、事前に委員会において事案の検討と調整を行っている。

委員会は、両学部の委員から構成し、大学の組織としているが、学部に係る事案については、学部の委員会を構成し協議している。

全学的な委員会としては、人事委員会、将来構想検討委員会、自己点検評価委員会、FD委員会、入試広報戦略委員会等を置いている。人事委員会は、学長の下に置かれ、教員の採用、昇任等を集中的に審議し、その審議結果を理事長・理事会へ上申するとともに、教授会へ報告することとしている。なお、人事の決定・発令は理事長権限である。

人事委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長で組織し、将来構想検討委員会には、大学事務局長を加えた構成である。また、自己点検評価委員会は、副学長を委員長とし、学部長、図書館長、学科主任、全学学生委員長、全学入試委員長、学部教務委員長、学部キャリア支援委員長及び学園事務局長、大学事務局長に加え、各課長・室長で構成している。FD委員会の構成は、副学長を委員長とし、学

部長、学科主任、学部選出教授、大学事務局長、企画・情報管理室長である。

委員会は、定期的な開催と随時開催の場合がある。委員会の審議結果が教授会等の意思決定をしっかりと支えている。

各委員会の構成、役割等については、全ての委員会が規程により明確に示されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長は、常務会の構成員であるとともに、学園の理事、評議員である。常務会での協議を経て、理事会、評議員会で学園の運営方針を決定しており、学長は、学園全体の運営状況を理解の上、大学運営に関わることができている。

また、学長は、大学運営上重要な大学運営協議会の議長を務めるとともに、人事委員会は学長の下に置き、委員長を担当する。将来構想検討委員会も学長が委員長となっており、学長のリーダーシップを発揮しやすい組織体制としている。また、学長の業務執行を補佐するため、副学長を置いている。

学長と理事長は、定期的開催する理事長・学長会議以外にも、日頃より頻繁に打合せを行い、理事長の意思を踏まえながら、大学の主体性の確立を図り、バランスのとれた運営を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

職員の配置と役割については、「学校法人植草学園組織規程」により、事務組織に課及び室を置き、職制・職位においては、学園事務局長、大学事務局長、事務局次長、弁天・美浜事務部長、課長及び室長等を置き、その職務内容を定めている。また、それぞれの部署の所管業務と責任を定めている。

更に、各事務組織の職員は、職制による上司の指示に従い、それぞれの事務を処理している。また、事務分掌により、各部署の業務の役割を明確にし、「誰が何を担当しているのか」が分かり易いように、窓口に表示している。

学園全体の人員配置は「学校法人植草学園組織規程」及び「人事基本方針」に基づき、職員の適切な配置と効率的な業務の執行に努めている。

業務執行は、学園の重要事項を審議する常務会及び学園の最高意思決定機関である理事会の審議・決定事項が、教授会や事務局の管理職員で構成する課長会議において、学園事務局長から周知され、学園の現状と目指す方向の共通認識のもとに業務を執行している。

また、管理職員は、大学の運営及び教育・研究等に関する重要事項を協議する大学運営協議会、教育・研究及び教学関係等を審議する教授会に陪席しており、常に教学組織と連携しながら適切に業務を執行している。

さらに管理職員は、関連する各種委員会の構成員として、委員会における検討段階から教学組織と協働し適切に業務を執行している。

また、これらの事項は、課・室におけるミーティングにおいて周知するとともに、意見交換及び情報の共有に努め、さらに、課・室員の意見を吸い上げて、課長会議等において報告・意見交換を行うなど、現状の確認と共通の認識に基づく業務の管理体制を構築している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長の意思決定に必要な大学運営協議会、教授会を支える組織としての委員会の強化が重要である。大学運営や教育改革を積極的に進めるため、委員会において質の高い先見的な審議が行われるよう配慮していくこととしている。委員会には事務局から課長、室長が構成員として加わっているが、審議に有効的な関わりができる課長、室長の能力向上が求められる。また、委員会の機能強化を図るには学長のリーダーシップが不可欠であり、学長を支える副学長、事務局長との連携体制をさらに強めることが必要である。また、教職協働の観点からも、FD・SD研修を計画的に進めると共に、それを踏まえた、中・長期的な人事基本計画の構築を進める。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

両学部とも、資格・免許授与の法令基準に教員の最低必要人員数が指定されている。本学においては、教育の質を確保する観点から、定員基準に適合する教員数を配置している。（前述 5 ページに記載の図のとおり）

平成 29 年度中に異動の判明した教員については、採用人事を行い、次年度に欠員が生じないようにした。また、専任教員の業績を勘案して昇任人事を行った。これらの措置によって、教育目的の推進及び教育課程の維持に支障が生じないようにし、教育の質の向上に資するようにした。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

「FD 研修会」を開催し、本学の教育目的、本年度の目標と達成方策、学部の特徴を生かした教育研究の在り方、教育の質の向上等について提言や協議を行った。

29 年度の第 1 回 FD 研修会では「主体的な学修を促進するための授業の在り方」を教員間で討論した。第 2 回 FD 研修会においては山梨県立大学 理事長・学長の清水一彦先生を招いて「教育の内部質保証のシステムの構築に向けて」の講演を行って頂き、今後望まれる大学の内部質保証システムの考え方を教職員で共有した。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

〈教員の採用・昇任〉

教員の退職等の異動が生じた場合には、人事基本方針に基づいて、当該学科の将来の人員配置を見通した人事を進めている。法令上の必要人数を確保しており、授業に支障が生ずることは起きていない。28 年度末で退職した 3 名の教員については、3 名

とも公募等によって採用人事を行い、補充した。

昇任人事については、人事委員会において規程に従って審査し、平成 29 年度中に 4 名の教員の昇任を認めた。

(【資料 4-2-1】植草学園大学教員選考規程)

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

年間 3 回開催する研修委員会において、年間研修計画を定めている。また委員会の中で職員が外部団体主催の研修会への参加状況を確認し、毎年 8 月と 12 月に当学園が主催する全職員参加の職員研修会の内容について協議をする。8 月と 12 月の職員研修会については、実施状況を常務会に報告している。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園主催の研修は、職員の実業務に活かせる内容を取り上げたり、グループ討議を取り入れたりするなど、年々充実してきている。外部団体主催の研修会にも職員を計画的に参加をさせている。

教育職員の職員研修会への参加は 29 年度については少なく、次年度以降、全員参加を原則とするよう目指している。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究支援については、植草学園中期計画(平成 24 年度～平成 29 年度)並びに、各年度の事業計画において、研究環境の整備や研究の基本的な方向付けがされており、それに基づく施策が実施できている。

これまで、スタディコートやトライアルコートの設置をはじめ附属図書館の土曜日の開館時間の延長、Wi-Fi 環境の整備など、研究環境の整備や運営の充実を図ってきたところである。

研究活動については、内部質保証システムを構築し、継続的に質向上を図るよう取り

組みを進めている過程である。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

教職員による研究倫理を遵守した研究活動を推進するため、学内ホームページに学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程、公的研究費取扱い細則、公的研究費等の使用に関する行動規範などを掲載し、適正な運営管理の基盤となるよう周知している。

さらに、研究の実実施計画の審査及び実施状況の調査等を行うため、植草学園大学研究倫理委員会規程を制定し、研究者から研究倫理審査申請書が提出された場合、委員会として倫理指針に留意して審査判定を実施している。この委員会には、専門家として外部委員を1名委嘱している。

研究倫理を浸透させ、教員が人間を対象として研究を行おうとするときに倫理的に違反する行為等について事前予防等を講ずるため、「研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領」を作成し、研究者の責務や個人情報保護の徹底等、研究教育倫理に反する行為等について周知している。平成29年度は、教員全員に学術振興会の「研究倫理eラーニング」の受講を義務づけた。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構主催のワークショップ「公正な研究活動の推進」に研究倫理委員長が参加し、公正な研究活動推進の一助としている。

平成29年度は、公益社団法人日本実験動物委員会に動物実験外部検証事業第2期プログラムによる検証の申し込みを行い、11月17日に動物実験に係る外部検証を受けた。規定及び体制等の整備状況、実施状況等について適正に管理・運用されているとの評価を得た。この取り組みの中で、改善に向けた意見が挙げられており、今後対応をしていく予定である。

(【資料4-4-1】学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程)

(【資料4-4-2】学校法人植草学園公的研究費取扱い細則)

(【資料4-4-3】植草学園大学研究倫理委員会規程)

(【資料4-4-4】植草学園大学研究倫理審査実施細則)

(【資料4-4-5】研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領)

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の研究活動の支援については、各年度当初に、「教員研究費及び教員研究旅費の取扱い」を示し、研究費として年額268,000円(助手:100,000円)、研究旅費として年額130,000円(助手:100,000円)の配分を行っている。

また、科学研究費が採択された場合、採択期間の研究費または研究旅費に10万円を増額して配分している。

(【資料4-4-6】平成29年度教員研究費及び教員研究旅費の取扱い)

(3) 4-4の改善・向上方策(将来計画)

教育研究の高度化を図るため、次期植草学園中期計画の重点事項として、ICT機器を活用し、先進的・効果的な授業の開発推進や個人研究及び学内共同研究の促進並びに、教育研究業績を評価し、処遇へ反映させることを通して、教育研究の高度化を図ることなどが検討されている。

また、現在科学研究費の応募並びに研究の質的な向上を図っていく方策として、科学研究費補助金の審査結果において「A」評価にて不採択になった申請者に研究ステップ奨励金として5万円を支給することが検討されている。

今後、次期中期計画を基本として、教育研究を行う環境整備、研究助成・奨励金制度等充実させていきたい。

また、研究倫理については、関係法令などを踏まえ、「研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領」の見直しを図り、研修等を通じた周知と確実な履行を図りたい。

[基準4の自己評価]

基準項目4-1から4-4までの自己判定に基づき、総合的に基準2を満たしている。

教学マネジメントについては、学長のリーダーシップのもと教授会、各委員会が機能している。今年度よりFD研修会とSD研修会には教員および職員が参加している。特に第2回FD研修会では外部講師を招き、大学の内部質保証システムの考え方を教職員で共有することができた。

研究活動の支援においても、研究倫理の徹底化や研究費の配分等も行われており、充実してきている。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為，教授会規程，学則等に基づき，適切な学園運営を行っている。

教育活動の情報公表について，学校教育法施行規則第172条の2に掲げられている事項について，本学ホームページ上にて行っている。毎年7月までに前年度の決算数字を含め，掲載が完了するようにしている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学則第5条，発達教育学部規程第2条，保健医療学部規程第2条に定める教育研究上の目的を実現するため，教職員一同，継続的な努力をしており，教授会，研究委員会を中心に学生に対するサービス向上に取り組んでいる。

5-1-③ 環境保全，人権，安全への配慮

環境委員会のアンケート調査により教室や研究室の学習及び研究環境整備を進めている。また，衛生委員会は法令どおり月1回開催しており，健康かつ安全な職場環境作りを行っている。併せて，就業規則，ハラスメント防止規程により学園が職

員の人権を尊重するのはもちろん、職員どうし、教員と学生間での人権を尊重し合う環境作りに努めている。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも法規を遵守するとともにガバナンスを明確にし、引き続き適切な学園運営を目指す。

ホームページへの教育活動の情報公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に準じて行っているが、閲覧者により理解しやすい構成や表現に向けて改善の余地があり、今後の課題としたい。

大学としての教育的使命、目的の実現について、よりいっそうの向上に努めるとともに、職場として学びの場としての適度な環境を保全し、人権、安全への配慮を継続的に行っていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会の機能については寄附行為に規定されており、理事会は学園の最高意思決定機関として適切に機能している。寄附行為は私立学校法に準拠しており、本学園の理事の構成は常任理事 5 名、外部理事 2 名となっている。平成 29 年度の理事会は 6 回開催し、事業計画や次年度予算等の重要事項について審議した。任期の関係上、平成 29 年度中に役員を選任に関する議事はなかった。

（【資料 5-2-1】学校法人植草学園寄附行為）

（【資料 5-2-2】平成 29 年度理事会開催日一覧）

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

幼稚園、こども園、高校等の附属園（校）運営に加え、千葉県生涯大学校の指定管理者としての運営もあり、今後もさまざまな事項が理事会で諮られることになる。理事会は、多様かつ重要な事項の審議について、教授会、評議員会、常務会等と連携しながら、最高意思決定機関としての役割を果たしていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学教員で構成される各委員会から出された問題事項は大学運営協議会、教授会に諮られ、常務会で審議される。その後、重要な事案については理事会で審議されることになるが、その一連の流れは円滑である。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

幹事は平成 29 年度開催のすべての理事会、評議員会、常務会に出席している。また内部監査室長はすべての教授会、課長会議、常務会に出席しており、チェック機能は十分に働いている。

評議員会は寄附行為上、重要事項の諮問をすることになっているが、平成 29 年度は 3 回開催している。いずれも寄附行為に規定される重要事項についての諮問が行われた。

(【資料 5-3-1】平成 29 年度評議員会開催日一覧)

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も理事長及び学長を中心としたガバナンス体制を維持しつつ、運営部門と教学部門と意思疎通を図り、円滑な意思決定が行われるように大学運営を進めていく。また、監事及び内部監査室と運営部門との連携によりコンプライアンス上のチェック機能が働くとともに評議員会で重要事項の諮問が適正に行われるよう態勢を維持していく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成25年度までは大学設置に伴う中期予算が編成されていたが、現在は、中期的な見通しを持った単年度予算編成に基づく財務運営となっている。それは、大学の設置後大きな事業が計画されていなかったことによる。安定的な学園運営を行っていくためには、事業活動収支差額をプラスに維持し財務基盤を強化していくことが欠かせない。適切な財務運営をより確かなものとするため、中期財務計画を確定させる必要がある。

単年度予算編成については、理事会承認された予算編成方針にもとづき各部門で積み上げられた予算要求を、財務課、法人本部課で精査し事務局長による査定後、予算案として常務会（学内理事会）へ提出される。この予算編成方針の作成、及び事務局長の査定については学園財務状況に基づく中期的な見通しを持った観点で進められている。常務会で審議された予算案は理事長の承認を受け、通常 3 月開催の評議員会を経て理事会で決定される。

また、予算の執行・管理については、財務課に執行状況や節減の程度を把握できる予

算管理システムを導入し、各執行部門との調整を行いながら適切な財務運営に努めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支のバランスを考えた運営に努めてきたことから、大学の完成年度を過ぎた平成 24 年度から基本金組入前当年度収支差額はプラスで推移をしてきた。平成 27 年度に法人全体でマイナス 22 百万となった原因は、短期大学部門で大きな修繕事業（77 百万円）があったためである。大学部門の収支は、新規事業による職員人件費が増額されたこと等によりプラス額が減少し 22 百万円であった。大規模な修繕等を実施する場合、他事業の実施時期の見直しなども含めた事業計画を立てる必要がある。平成 29 年度の基本金組入前当年度収支差額は大学部門がプラス 6 百万円で、法人全体で 32 百万円のプラスとなった。

基本金組入前当年度収支差額の推移

(単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大学部門	22,246	△ 6,032	6,719
学校法人全体	△ 21,901	26,774	32,791

人件費は大学部門、学園全体とも上昇する傾向にある。大学においては専任の教職員数は抑えられているが、非常勤の教職員数が増加し人件費を徐々に押し上げている。特別支援教育研究センター（平成 26 年度）、子育て支援・教育実践センター（平成 27 年度）などの新規事業の立ち上げなどに伴い、非常勤職員の採用が多くなったことが一因である。

大学の収入については、学生生徒納付金が教育活動収入の約 83%を占めていることから学生数の確保が重要である。発達教育学部は若干の定員を割る状況が続いているが、保健医療学部の充足率は高い。但し、保健医療学部においては近隣に同系列の学部が設置されたことに伴い、志願者・入学者の減少が始まっている。収入にも影響がでており、学生の確保は大きな課題となる。

大学の教育研究経費比率は、毎年度 30%を越える状況にあり教育研究活動の維持・充実に努めている。平成 27 年度平成 28 年度の比率が高いのは、収入の減少に対し支出面の抑制が十分に行われていない。

人件費比率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大学部門	59.7 %	62.4 %	62.3 %
学校法人全体	62.4 %	64.8 %	66.6 %

教職員数の推移

(単位：人)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	専任	非常勤	専任	非常勤	専任	非常勤
大学・短期大学教員	62	146	62	147	59	147
高等学校教員	37	15	38	17	37	16
幼稚園・こども園教員	19	15	31	26	31	29
事務職員	67	50	64	43	64	47
合計	185	226	195	233	191	239

大学の入学定員充足率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
発達教育学部	97.8%	100.7%	94.2%
保健医療学部	110.0%	67.5%	127.5%

教育研究経費比率の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
大学部門	35.0%	34.0%	33.1%
学校法人全体	31.5%	28.9%	28.0%

学園の貸借対照表については、減価償却により着実に有形固定資産が減少し、運用資産は毎年度増加している。運用資産は現金預金・特定資産・有価証券の合計金額であり固定負債は退職給与引当金である。

平成29年度末の資産の状況は、資産の部合計が9,304百万円、負債の部合計が729百万円、正味財産9,574百万円となり正味財産（自己資金）の比率は92.1%となり財務基盤は比較的安定している。また、余裕資金（特定資産・その他の固定資産・流動資産の計から固定負債・流動負債の計を引いた差額）が1,652百万円であることは、決して十分な金額ではないが、現時点で財務上の大きな問題はない。

施設設備の取り替え更新等で長期的に必要となる資金については、要積立額として4,853百万円となる。それに対する運用資産は2,081百万円余りで積立率は、42.8%となっている。年々その率は上昇しているが、大学法人の平均値（74%）と比較してかなり下回っている状況にある。

学校法人全体 貸借対照表の主な科目の推移 (単位：千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
有形固定資産	6,910,710	6,914,425	6,922,480
特定資産	327,000	377,000	427,000
その他の固定資産	40,913	28,804	27,556
流動資産	1,910,088	1,965,534	1,927,125
※(内 運用資産)	(2,027,143)	(2,072,891)	(2,081,020)
資産の部合計	9,188,713	9,285,764	9,304,162
固定負債	70,652	82,094	102,828
流動負債	602,645	661,480	626,352
負債の部合計	673,298	743,574	729,181

※運用資産は現金預金・特定資産・有価証券の合計

運用資産と要積立額の推移 (単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
運用資産	2,027,143	2,072,891	2,081,020
要積立額	4,287,491	4,570,942	4,853,462
退職給与引当金	70,652	82,094	96,141
第2号基本金			
第3号基本金	50,000	50,000	50,000
減価償却累計額	4,166,839	4,438,848	4,707,321
不足額	2,260,348	2,498,051	2,626,301
積立率	47.2%	45.3%	42.8%

※積立率は運用資産／要積立額

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

18歳人口の減少、同系統の大学との競合が進むなか、学生納付金を主とする収入は減少し人件費等の支出は徐々に増加の傾向にある。今後、学園を安定的に維持・発展につなげるためには、財務基盤の確立が不可欠である。安定した収入を如何に確保し、支出を抑制し収支バランスを確保することを目指す中期財務計画の策定が必要である。中期財務計画に基づき毎年度の実践を検証し、改善策を立てて新たな実践していく仕組み作りを進めることが財務基盤を確立させていくと考える。

支出面において、人件費の抑制は大きな課題である。当面は急激に増加している非常勤の教職員人件費の抑制に努める。また、不採算部門の配置人数を減らすとともに、新規事業を行う場合には他部門の削減等により人件費の増額を招かぬよう注意して進めることとする。さらに、中長期的には現在の公務員給与制度の利用を見直し、職務や能力に応じた給与制度への移行を検討する。

収入面においては学生生徒の確保に全力で取り組む。広報等において大学・短期大学の強みを更に強調すると共に、オープンキャンパス参加者の志願率を上げるよう内容の

充実を図ることとする。また、附属高校や近隣の高等学校との連携を拡大するため、出前授業や高校生を対象とした公開授業の開催を行い本学への関心を高めてもらう等様々な方策を立てる。

学生生徒納付金以外からの収入の増額を目指し、補助金、寄付金、付随事業・収益事業収入等の拡大に引き続き努める。私立大学等改革総合支援事業は、平成25年度から連続で5回獲得している。免許更新講習や免許認定講習などからの講習収入や離職者再就職訓練事業の受託費も安定した収入財源となっていることから継続を図ると共に、千葉県生涯大学校の指定管理など新たな事業については、安定的な収入財源となるように努める。寄付金については、重点目標に掲げ収入の増額を図る。

学園の今後の施設整備については、高等学校校舎の建て替えが控えている。学園の積立率は徐々に上がっているが積み立ての不足額は増加しており、財政基盤の確立は急務である。収支バランスのとれた財政の健全化を図りながら、必要な施設整備を計画的にすすめていくことが肝要と考える。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

「基準項目5-5を満たしている。」

(2) 5-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理及び決算時の財務計算書類等の作成については、私立学校法や学校法人会計基準に基づき、本学園経理規程、物品管理規程、固定資産管理規程等を定めて、会計処理を行っている。会計処理上、不明な点がある場合は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士に問合せ、適切な指導助言を受けるようにしている。予算の執行管理は、各部門の予算と予算執行購入・支出何とをチェックし適正に努めている。

会計処理を行う事務職員は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等が主催する各種研修会へ随時参加し、会計に関する知識を深め、資質・能力の向上に努めている。

補正予算の編成は、必要が生じた場合に行い、理事会において審議・決定している。

（【資料5-5-1】学校法人植草学園 経理規程）

（【資料5-5-2】学校法人植草学園 経理規程施行細則）

（【資料5-5-3】学校法人植草学園 物品管理規程）

（【資料5-5-4】学校法人植草学園 固定資産管理規程）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の監査は、監査法人による会計監査と監事による監査を通じて厳正に実施されている。平成29年度の監査法人による監査は、年4回行われ1回につき3日、延べ12日

間で 500 時間程度実施されている。

会計監査は、帳票・会計伝票・証憑書類・稟議書等の確認及び会計処理の妥当性、予算執行状況の確認、規程との整合性等について行われている。また、決算期には、資産・負債の期末残高の確認と資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表の監査が行われている。さらに、監査法人は監査結果及び財務上の問題点やリスクについて、監事に報告するとともに、理事長に対しても定期的に報告を行っている。

監事は、毎回の理事会・評議員会・常務会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な書類を閲覧し、業務執行状況の適切性等について意見を表明している。また、会計に関する監事監査については、監査法人の実施する会計監査に立ち会うとともに、連携して必要と思われる監査を実施している。監査法人から監査結果の報告を受けるほか、決算時には会計書類の閲覧等を行い、経理責任者から決算概要の説明を求め、必要に応じて質疑を行い、本学園の業務及び財産の状況について監査を行っている。これらの結果については、理事会・評議員会で監査報告が行われている。

財務情報の公開については、毎年5月の理事会で決算が承認された後、速やかに本学園情報公開・情報提供規程に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を法人財務課に備え付け、学生、保護者、教職員、その他の利害関係人の閲覧に供している。

また、監査法人による監査の終了後、本学園ホームページに、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を掲載し広く公開している。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監査法人及び本学園の監事の連携を密にすることによって監視体制を強化し、内部監査体制を整え、今後も適正な会計処理が行われるよう努めていく。

[基準 5 の自己評価]

大学の使命・目的を達成させるため、「学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）」に基づき大学の教育・研究に関する中期目標・中期計画が作成され、その実現に向けての教育環境の整備、教育の質向上等の努力が着実になされている。学園中期計画の点検・評価は、常務会の専門委員会（学園将来構想等検討会議）で行うこととしており、それらの結果を踏まえ、理事会において次年度へ向けての改善を図るよう努めている。

学長は学園の理事、評議員であり、常務会のメンバーである。学園及び大学の管理・運営に適切に関わり、理事長と良好なコミュニケーションを保ちながら、全体的なバランスを大切にしたりーダーシップを取っている。業務の執行に関しては、管理職員は教授会等に陪席して、理事会、常務会での決定事項等を速やかに教学組織と連携し、執行できる体制となっており、大学の運営をしっかりと支えている。

財務運営に関しては、大学の設置に伴い消費支出超過の状態が続いているが、学年が進行するにつれ、その差額は縮小し改善している。今後とも、安定的な財務基盤を確立させるためには、学園の中期計画に基づき、学生生徒を安定的に確保するとともに、人件費比率を計画的に下げていく努力が必要である。

会計の監査，財務状況の健全化に努め，更に充実させ，大学法人としてその社会的責務をしっかりと果たしていける法人運営を進めていく。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備，責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検評価委員会が中心となって，毎年度，点検と評価を行っている。また，内部監査室の担当者が質保証に資する調査(科研費，学内共同研究の予算執行状況監査，リスクアプローチ監査等)を行い，内部質保証体制が強化されている。

自己点検評価委員会においては，前年度の評価結果について改善策を立て，次年度以降の計画に反映させている。また，内部質保証に関する教職員の意識が強化されつつある。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価の結果と改善方策を教職員が共有する機会を工夫し，常に改善につなげる意識を持って業務に当たるようにすべきである。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検評価委員会は，学長，全学部長，全学科主任及び事務局全部局からなる委員で構成している。点検項目ごとに担当者，担当部局が評価案を作成し，委員会において審議し，全学的な調整を行っている。自主的・自律的な点検評価を行っており，その結果の共有が図られている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

調査やデータの収集と分析は，植草学園大学教学改革推進センターが中心となるが，事務局としても，植草学園組織規程の一部を改正し，企画・情報管理室に主として IR 業務を担当する者として，専任職員(主任)を平成 29 年 7 月に配置した。

平成 29 年度は，大学教学改革推進センターの構成教員と IR 事務担当者が協力して，平成 25 年度発達教育学部・保健医療学部入学者の学修成績と選抜区分に関する追跡調査

を行い、平成 29 年度第 5 回大学運営協議会(29. 9. 20)及び第 6 回教授会(29. 9. 27)に調査結果データを元に分析等を行った。

また、学内での研修も積極的に取り入れ、学長を講師に「IR を通じた教学マネジメントの強化」というテーマで、①大学の IR とは、②集積する情報と活用場面の概略、③これからの IR と体制整備に必要なこと、④情報の大系化と業務遂行上の組織マネジメント等について、事務職員研修会(29. 12. 26)を開催した。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

調査や各種データの収集と分析については、担当者、担当部局に依存している。委員会として分析を深め、組織的な共有意識を強化することが必要である。

今後の課題として、小倉キャンパスの情報インフラの整備や ICT 関係の(障害のある学生を含む)授業支援及びメンテナンス等の課題は山積しており、本学の I R 体制は脆弱である。担当部局を強化し、各種データを活用し分析力を高めることが必要である。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検評価結果と改善方策を教授会で周知するとともに、学内 LAN を利用して、全教職員がいつでも確認できるようにしている。また、年度末には、当年度の改善状況の確認を行い、次年度の点検評価に活かすようにしている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

PDCA サイクルは、意識的に回しているが、教職員の認識を一層高めるため、改善方策をどのように実現していくかを協議し、方策を明確化する機会を作る必要がある。

[基準 6 の自己評価]

PDCA 各段階における意見交換を活発化する必要を感じている。活発な意見交換が改善意識の共有につながり、実質的な内部質保証になるのである。実質がともなわない点検評価は労力の無駄遣いである。本学の内部質保証は、年々向上しているが、一層熱意を持ってこれに当たることが必要である。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1 地域との連携・協力に関する方針と方策

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

〈地域との連携・協力の意義〉

地域との連携を通じて地域社会に貢献することは、本学が子どもの教育と発達、身体的なりハビリテーションに対応する人材養成を行うという教育目的に合致している。また、子育てや子どもの教育、高齢者への福祉向上等に貢献することは、本学の社会的責任でもある。地域とともに生きる大学として、本学の存在を確固たるものにして行く考えである。

すなわち、本学が地域と連携し、地域社会の子育てや教育、特別支援を要する子どもや高齢者への支援などを通して地域社会に貢献することは、本学の教育目的を実現することである。

学生の立場から見れば、子育てや教育相談あるいは健康増進等に関して現実に触れることができる場であり、社会人・職業人として自立するために意義があると捉えることができる。

〈方針の明確性〉

大学設置の趣旨に基づき、平成 21 年に地域社会に貢献することを想定して附属施設として相談支援センター(現：子育て支援・教育実践センター)を設置した。

また、発達教育学部並びに保健医療学部の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)において、「共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システムの観点から、全ての子供の教育・保育の質の向上及び地域社会の進展に貢献する使命感を有すること」・「共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援できる力を有すること」としており、地域社会との連携・地域への貢献の方針は、明確である。

A-1-② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

〈方策とその意義〉

大学として地域との連携、地域への貢献を組織的に行うため、平成 26 年度に学園事務局に地域連携推進室を設置し、全学組織である地域連携推進委員会を中核に、下記の主要な活動を推進した。

① 大学主体で行われる活動

・子育て支援・教育実践センター

平成 21 年度から、本学附属機関として設置されていた「植草学園大学相談支援センター」を改組し、子育て支援・教育実践センターとして新たに活動を開始した。このセンターは、小倉キャンパス(通称：こいっく おぐ)及び弁天キャンパス(こいっくべん)の両方で、地域の住民から出される子どもの教育、保育、特別支援等に関する

相談に応じ、地域の子育てや教育等に役立つことをねらいとしたものである。

子育て支援・教育実践センターは、本学の地域連携・地域への貢献の方針と合致した活動を行っている。

センター長、副センター長を中心として、子育て支援・教育実践センター運営委員会において、方針と活動内容を定めて実行している。主な事業は、相談業務と子育て支援業務である。

地域の住民が相談に来る、あるいは行事に参加したりすることによって、地域における子育てに関する今日的な課題が見えてくる。子どもの発達と教育に焦点を当てて教育研究を行っている発達教育学部にとって、今日的課題に接し、それに対処できる環境にあることは、地域住民のために有意義であると同時に、学部の教育研究上、最新の課題に接する機会として大いに意義のある機関である。

（【資料 A-1-1】子育て支援・教育実践センター利用案内）

・ 高大連携の推進

大学と短期大学が協力し、近隣高等学校との連携協定に基づき、福祉・教育、保健医療等に関心のある高校生を対象に「高大連携」活動の具体化を図り、高等学校教育における学習や生活の一層の充実・活性化に資する。

・ 公開講座

短期大学と共同で開催している。公開講座委員会が計画し、推進している。地域の住民が大学教員の持つ最新の知識や技能に触れる機会となっている。

（【資料 A-1-2】公開講座リーフレット）

・ 植草共生の森・ビオトープの整備

平成 25 年度から、校地に隣接し学園が所有する約 2 万 m² を超える広大な雑木林を「植草共生の森」と名付け、「里山の再生」をテーマにビオトープ等の整備を進めている。生物多様性を学ぶ場として、あるいは憩いの場として、また地域住民との交流の場として活用されている。「ビオトープ祭」には毎回 400～500 名の地域住民、介護施設などからの参加者があり、29 年度は平成 30 年 1 月 20 日に「第 4 回ビオトープ祭」を実施した。

また、平成 28 年度から、ホタルの育成環境を整備し、ヘイケボタルを放流し、ホタル観賞会を実施した。平成 29 年度には、学生が「共生の森人」という団体を立ち上げ、第 2 回ホタル観賞の運営等に関わった。今後、一層地域に開かれた「共生の森」としたい。

② 大学と自治体との連携協定により実施する活動

連携協定を締結している若葉区とは、6 月及び 2 月の定期的な協議により、計画的に地域社会のニーズに合った連携事業を推進している。

千葉市との連携としては、平成 28 年度末に千葉市と「拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結するなど、千葉市と様々な連携事業を実施している。今後も近隣自治体との連携関係を一層強化して行く方針である。

（【資料 A-1-3】若葉区との連携協定書）

【資料 A-1-4】 若葉区と植草学園大学・短期大学との連携に関する事業実績

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

公開講座に関しては、千葉県及び千葉市教育委員会の後援を受けるなど、自治体との協力関係を維持しながら、地域の生涯学習や教育保育などの質的向上に寄与できるよう社会のニーズに合った多種・多様な講座を開設するよう努める必要がある。公開講座に限らず、両学部の特徴を生かした地域連携、地域貢献活動の可能性について、自治体（千葉市、若葉区）と協議を深め、今後、連携事業を一層推進する。

A-2 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 地域との連携・地域への貢献の具体性

地域との連携・協力に関するこれまでの経緯と現状を顧みたととき、具体的な活動として実現しており、活動が継続している。

・子育て支援・教育実践センター

相談業務は、地域住民からの求めに応じて、子どもの養育に関する親の問題や子どもの発育や発達に関する問題について対応している。

子育て支援業務は、地域の住民が、幼児を遊ばせながら、子育てに関する情報を交換したり、仲間作りをしたりする場として利用されている。また、保護者や祖父母を対象とした無料講座を新たに開設し、子育てを幅広く支援する体制を構築している。子育て支援は、年々参加者が増加している。

子育て支援・教育実践センターが行っている事業の実績概要は、次の通りである。

子育て支援・教育実践センター＊ 利用状況の概要

活動内容	こいっく おぐ		こいっく べん			
	子育て支援 (月～金)	子育て支援 講座(2回)	子育て支援 (火・金)	子育て講座	孫育て講座	その他講座
平成27年度	2,267組 5,222人	13組 35名	917組 1,927人	(11回) 138組 291人	(6回) 祖父母24人	Babycome 講座(1回) 15組30名
平成28年度	3,438組 7,469人	10組 20名	1,274組 2,684人	(10回) 214組 446人	(6回) 祖父母12名	おおきく なった測定 会(10回) 98組106名

平成 29 年度	2, 127 組 4, 581 人	22 組 51 名	1, 033 組 2, 244 人	(6 回) 121 組 193 人	/	おおきく なった測定 会(9 回) 132 組 277 名
----------	----------------------	--------------	----------------------	-------------------------	---	---

【資料 A-2-1】子育て支援・教育実践センター利用状況

*平成 27 年度、「相談支援センター」を改組し、「子育て支援・教育実践センター」に名称変更。

・拠点の福祉避難所

これまで千葉市との連携研究課題として、短期大学と協力し、「拠点の福祉避難所運営訓練」(28 年度 ; 10 月 13 日)を実施してきたところであるが、平成 29 年 3 月には、千葉市長と植草学園理事長との間で「拠点の福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結し、植草学園を千葉市拠点の福祉避難所とする指定書が交付された。29 年度末には、小倉キャンパスに防災倉庫が設置され、受け入れ態勢の整備を進めることができた。29 年度は、ワークホームの避難訓練や千葉県視覚障害者福祉協会ボウリング大会に参加し、要配慮者の支援のあり方を体験する取組を実施した。

・パラスポーツ講座

平成 29 年度新たに千葉市オリンピック・パラリンピック推進課からの依頼に基づきパラスポーツ講座として車椅子バスケットボールを実施し、パラスポーツを体験する機会を設けた。また、千葉市パラスポーツ交流会として、本学と帝京平成大学の学生が実行委員会を組織し、千葉県桜ヶ丘特別支援学校で車椅子ラグビーを実施した。

・高等学校と植草学園大学・植草学園短期大学との高大連携事業

平成 29 年度には、高等学校と大学との相互理解の推進や、高校と大学との‘学びのギャップ’の解消、大学入学者のミスマッチの解消等を事業目的とする高大連携事業を展開し、近隣高等学校 9 校に附属高校を加えて連携協定を締結し、通常授業の開放や、高校生向けの特別講座の開設等実施した。これにより、参加した高校生の大学に対する理解が深まると共に、本学についての理解を深めることができた。

・公開講座

平成 29 年は 40 講座を実施し 1, 589 人が受講した。受講者数は年々増加しており、地域住民の学習意欲が感じられる。開講している講座は、継続して開催しているもののほか、年々、新規に企画したものを加えている。

【資料 A-2-2】公開講座利用状況

A-2-② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

地域との連携を継続性のあるものにするために、若葉区との連携協定を結び進めて来た。今後、さらに千葉市との包括的な連携協定を結ぶことを準備しており、連携の内容

をできるだけ広くする方向で進めている。本学としては、養成する人材が地域社会で活躍できることが重要である。その観点から、今後も地域との連携を強化し発展させていく方針である。

このような観点から、基準を満たしていると言える。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後もこれまでの地域との連携・協力関係を維持し、地域の自治体や教育委員会等公的な機関との強い連携関係を築き、本学で養成している人材が地域の教育や福祉の向上の方針に寄与できるように、連携・協力体制を強化する。

[基準 A の自己評価]

当面、可能な活動は積極的に進めているという点で評価できる。

ただし、地域との連携・協力関係は、さらに地域の自治体や地域の学校等に積極的に働きかけを行うことによって地域との連携を強化し、一層活動を活発化することが可能となっていくことを実感している。現在、千葉市若葉区と本学は連携協定を結び、年2回の連絡会議を開催しその時点における協議を行っている。

また、さまざまな連携を通じて、地域社会の福祉向上に貢献していることを地域に発信することを積極的に進める。この二点に重点を置いて進めることによって、活動を活発化し、地域にとっていっそう必要度の高い大学として地域に定着することとする。

V. 法令等遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条において、同様の主旨の内容を目的として定め、教育・保育・福祉・保健医療分野における有為な人材を養成・輩出することで、社会の発展に寄与している。	1-1
第 85 条	○	学則第 6 条において定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 13 条において修業年限は 4 年と定めている。	3-2
第 88 条	○	学則第 44 条において定めている。	3-2
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-2
第 90 条	○	学則第 19 条において、定めている。	2-1
第 92 条	○	学則第 10 条において定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 12 条及び「植草学園大学教授会規程」において定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 53 条に定めている。	3-1
第 105 条	○	学則第 71 条において定めている。	3-1
第 108 条	—		2-1
第 109 条	○	学則第 3 条及び詳細を「植草学園大学点検評価規程」において定めている。	6-2
第 113 条	○	学則第 4 条において定めており、大学ホームページ等において広く公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 10 条において定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 23 条第一項第二号において定めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 23 条第一項第三号において定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	第一号については、学則第 13 条・第 15 条・第 16 条・第 17 条で定めている。 第二号については、学則第 6 条で定めている。 第三号については、学則第 34 条・第 46 条・第 47 条	3-1 3-2

植草学園大学

		<p>で定めている。</p> <p>第四号項については、学則第 48 条・第 49 条・第 50 条で定めている。</p> <p>第五号については、学則第 6 条二項及び第 10 条で定めている。</p> <p>第六号については、第 18 条から第 31 条及び第 51 条から第 53 条で定めている。</p> <p>第七号については、第 56 条から第 61 条で定めている。</p> <p>第八号については、学則第 62 条・第 63 条において定めている。</p> <p>第九号については、学則第 70 条に定めるが、寄宿舎自体は設置していない。</p>	
第 24 条	—		3-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 63 条及び「植草学園大学学生懲戒規程」において詳細を定めている。	4-1
第 28 条	○	第一項第一号から七号に示される表簿を概ね備えている。また、保存年限は学校法人植草学園文書取扱規程に定めている。	3-2
第 143 条	○	「植草学園大学教授会規程」第 11 条において定めている。	4-1
第 146 条	○	学則第 44 条において定めている。	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 148 条	—		3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	3-1
第 150 条	○	学則第 19 条第三号，四号，五号，六号，七号，八号で定めている。	2-1
第 151 条	—		2-1
第 152 条	—		2-1
第 153 条	—		2-1
第 154 条	—		2-1
第 161 条	○	学則第 23 条第一項第二号において定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 25 条において定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 16 条第二項において定める。	3-2
第 164 条	○	学則第 71 条において定めている。	3-1
第 165 条の 2	○	大学及び学部ごとにそれぞれ 3 つのポリシーを定め、履修要項、大学ホームページなどで広く公開している。	1-2 2-1 3-1

植草学園大学

			3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条及び詳細を「植草学園大学点検評価規程」において定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	毎年 5 月 1 日現在の状況について大学ホームページにおいて広く公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則第 52 条において定めている。	3-1
第 178 条	○	学則第 23 条第一項第二号において定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 23 条第一項第三号において定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学則第 3 条に基づく自己点検評価を毎年実施し確認するとともに、定期的に認証評価を受け、その結果を公表し、教育研究水準の向上を図っている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条及び「植草学園大学発達教育学部規程」「植草学園大学保健医療学部規程」においてそれぞれ第 2 条で定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「植草学園大学入学者選抜規程」に基づき、適切な体制を整えて実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	各種委員会を教員と事務職員とで構成し、双方の連携・協働による大学運営に留意している。	2-2
第 3 条	○	教員の退職等の異動が生じた場合には、「人事基本方針」に基づいて、当該学科の将来の人員配置を見通した人事を進めており、法令上の必要人数を確保できるようにしている。	1-2
第 4 条	○	学部ごとにそれぞれ一学科設置しており、学則第 6 条第二項において、定めている。	1-2
第 5 条	—		1-2
第 6 条	○	組織ごとに規程を定め、適切に運営できるよう教員組織や施設設備等備えている。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	法令に則り、必要教員数を確保するとともに、教員の定年規程を定め、年齢が偏らないよう計画的に人事を進めている。	3-2 4-2

植草学園大学

第 10 条	○	できる限り選任教員を授業科目担当者として、基準遵守に努めている。	3-2 4-2
第 11 条	—		3-2 4-2
第 12 条	○	「学校法人植草学園職員就業規程」第12条において、許可なく学園の業務以外の職務に従事しないこととし、学園外の他の職務に従事する場合は、第13条において予め理事長に届け出て許可を得ることとしている。	3-2 4-2
第 13 条	○	法令に則り、適正な教授数、教員数を確保している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	「学校法人植草学園管理職員選任規程」第 2 条第三項において定めている。	4-1
第 14 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 7 条に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 15 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 8 条に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 16 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 9 条に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	「植草学園大学教員選考規程」第 10 条に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 17 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 11 条に基づき、適切に審査している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 6 条第二項により定めている。	2-1
第 19 条	○	学則第 34 条及び学部ごとに定めたカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成している。	3-2
第 20 条	○	各学部規程の別表において示している。	3-2
第 21 条	○	設置基準を基に、学則第 45 条及び各学部規程の第 8 条において定めている。これによらない演習の一部及び実習については、別表の備考欄において取扱いを示している。	3-1
第 22 条	○	学則第 46 条で定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 47 条で定めている。	3-2
第 24 条	○	演習科目は 50 人以下となるよう配慮している。	2-5
第 25 条	○	学則第 36 条・第 42 条・第 43 条において定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 48 条に基づき、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画、成績評価基準等について、各科目のシラバスにおいて明示し、ホームページ上で公	3-1

植草学園大学

		開している。	
第25条の3	○	学則第38条に基づき、授業改善のための実態調査を実施し、学生の評価や自由意見を反映させている。また授業改善等を目的としたFD研修会を、年3回程度実施している。	3-2 3-3 4-2
第26条	—		3-2
第27条	○	学則第49条・第50条に基づき、適切に実施している。	3-1
第27条の2	○	学則第40条及び各学部規程第7条、各学部の「履修登録単位数の上限に関する細則」において定めている。	3-2
第28条	○	学則第42条において定めている。	3-1
第29条	○	学則第43条において定めている。	3-1
第30条	○	学則第44条において定めている。	3-1
第30条の2	○	学則第39条において定めている。	3-2
第31条	○	学則第66条及び「植草学園大学科目等履修生規程」により、授業に支障がない限りにおいて入学並びに単位認定を行っている。	3-1 3-2
第32条	○	学則第51条において定めている。	3-1
第33条	—		3-1
第34条	○	学生の休息及び学食提供の設備として、「ku-su ku-su」,「学生ホール」を整備している。L棟1階「センターモール」及び2階・4階,A棟3階の共有スペース,中庭広場等にベンチ等を置き,コミュニティスペースを設置している。校舎周辺には芝生広場が2カ所あり,休憩やレクリエーションに使用されている。	2-5
第35条	○	隣接した敷地にグラウンドを整備しており,主に体育の授業科目やサークルで使用している。	2-5
第36条	○	設置基準に基づいた施設を整備している。	2-5
第37条	○	設置基準に基づいて算定した校地面積を所有している。	2-5
第37条の2	○	設置基準に基づいて算定した校舎面積を所有している。	2-5
第38条	○	設置基準に基づいて図書や資料を備え,整理,提供を行い,専任の職員を中心とした運営を行っている。学生が主体的に教育研究を促進できるような設備を備えている。	2-5
第39条	○	発達教育学部は教員養成を主たる目的としている	2-5

植草学園大学

		が、免許取得が卒業要件ではないため附属学校は設置していない。(参照：大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成 29 年度改訂版） p271 の Q.37） 現在大学附属認定こども園(弁天こども園)は有している。	
第 39 条の 2	—		2-5
第 40 条	○	適宜必要な種類及び数の機械，器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—		2-5
第 40 条の 3	○	教育研究経費として予算計上し，環境整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	設置基準に即した学部・学科の名称としている。	1-1
第 41 条	○	学校法人植草学園組織規定により，必用とされる事務組織を設置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生課を設置して学生対応に当たっている。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	教育課程において，発達教育学部は「キャリア演習」，保健医療学部は各学年において体系的にキャリア構築としての科目を履修し，資質・能力の育成を図っている。事務組織としては，キャリア支援課を設置して就職支援を行っている。	2-3
第 42 条の 3	○	「職員研修規程」を設け，学内研修は毎年 8 月，12 月の年 2 回実施，外部研修は，専任職員を中心に計画的に参加させている。	4-3
第 43 条	—		3-2
第 44 条	—		3-1
第 45 条	—		3-1
第 46 条	—		3-2 4-2
第 47 条	—		2-5
第 48 条	—		2-5
第 49 条	—		2-5
第 57 条	—		1-2
第 58 条	—		2-5
第 60 条	—		2-5 3-2 4-2

植草学園大学

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	学則第53条において定めている。	3-1
第10条	○	「植草学園大学学位規程」第5条において、学部ごとに授与する学位に付記する専攻分野の名称を定めている。	3-1
第13条	○	各学部規程の第11条・第12条・第13条により定めている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第35条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第5条において、理事6人又は7人、監事2人を置くとともに、理事の互選により理事長を選出することを定めている。	5-2 5-3
第36条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第15条において定めている。	5-2
第37条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第11条から第14条において定めている。	5-2 5-3
第38条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第6条・第7条において定めている。	5-2
第39条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第7条において定めている。	5-2
第40条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第9条において定めている。	5-2
第41条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第17条において定めており、評議員会は15人の評議員をもって組織している。	5-3
第42条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第19条において定めている。	5-3
第43条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第20条において定めている。	5-3
第44条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第21条において定め	5-3

植草学園大学

		ている。	
第 45 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 39 条において定め ており，適切に対応している。	5-1
第 46 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 32 条において定め ている。	5-3
第 47 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 33 条において定め ている。	5-1
第 48 条	○	「学校法人植草学園寄附行為」第 35 条において定め ている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-2
第 102 条	—		2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		2-1
第 156 条	—		2-1
第 157 条	—		2-1
第 158 条	—		2-1
第 159 条	—		2-1
第 160 条	—		2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		6-2 6-3
第 1 条の 2	—		1-1 1-2
第 1 条の 3	—		2-1
第 1 条の 4	—		2-2
第 2 条	—		1-2
第 2 条の 2	—		1-2
第 3 条	—		1-2

植草学園大学

第4条	—		1-2
第5条	—		1-2
第6条	—		1-2
第7条	—		1-2
第7条の2	—		1-2 3-2 4-2
第7条の3	—		1-2 3-2 4-2
第8条	—		3-2 4-2
第9条	—		3-2 4-2
第10条	—		2-1
第11条	—		3-2
第12条	—		2-2 3-2
第13条	—		2-2 3-2
第14条	—		3-2
第14条の2	—		3-1
第14条の3	—		3-3 4-2
第15条	—		2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	—		3-1
第17条	—		3-1
第19条	—		2-5
第20条	—		2-5
第21条	—		2-5
第22条	—		2-5
第22条の2	—		2-5
第22条の3	—		2-5 4-4
第22条の4	—		1-1
第23条	—		1-1

植草学園大学

			1-2
第 24 条	—		2-5
第 29 条	—		2-5
第 31 条	—		3-2
第 32 条	—		3-1
第 33 条	—		3-1
第 34 条	—		2-5
第 42 条	—		4-1 4-3
第 43 条	—		4-3
第 45 条	—		1-2
第 46 条	—		2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	—		3-1
第 4 条	—		3-1
第 5 条	—		3-1
第 12 条	—		3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VI. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名，学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校，附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部，学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科，専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部，学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室，医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級，卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部，学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別，男女別，年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は，備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為		
	・学校法人植草学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	・大学案内 UEKUSA 2018 GUIDE BOOK		
【資料 F-3】	大学学則，大学院学則		
	・植草学園大学 学則		資料 F-9 植草学園大学 規程集参照

植草学園大学

【資料 F-4】	学生募集要項，入学者選抜要綱	
	・植草学園大学・植草学園短期大学 入学試験要項 2018	
【資料 F-5】	学生便覧	
	・平成 29 年度履修要項	
【資料 F-6】	事業計画書	
	・平成 29 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	・平成 28 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ，キャンパスマップなど	
	・大学案内 UEKUSA 2018 GUIDE BOOK P45	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	・学校法人植草学園規程集，植草学園大学規程集	
【資料 F-10】	理事，監事，評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会，評議員会の前年度開催状況（開催日，開催回数，出席状況など）がわかる資料	
	・学校法人植草学園 理事・監事・評議員名簿	
	・学校法人植草学園 理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間），監事監査報告書（過去 5 年間）	
	・平成 24 年度～平成 28 年度計算書類	
	・平成 24 年度～平成 28 年度監事監査結果について（報告）	
【資料 F-12】	履修要項，シラバス（電子データ）	
	・平成 29 年度履修要項，平成 29 年度授業概要（シラバス）	シラバスは植草学園大学ウェブサイト参照
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	・発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー	
	・保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	・設置計画履行状況等調査及び改善意見等対応状況報告書（平成 27 年度・平成 28 年度）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	・平成 25 年度認証評価で指摘された事項への対応状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	・平成 29 年度植草学園大学履修要項 P. 91	
【資料 1-1-2】	・植草学園大学学則第 1 条	
【資料 1-1-3】	・発達教育学部規程第 2 条	
【資料 1-1-4】	・保健医療学部規程第 2 条	
【資料 1-1-5】	・学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	・発達教育学部発達支援教育学科：三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-2】	・保健医療学部理学療法学科：三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 1-2-3】	・「卒業認定・学位授与の方針」，「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の策定及び運用に関するガイドライン	
【資料 1-2-4】	・学校法人植草学園中期計画（平成 24 年度～平成 29 年度）	【資料 1-1-5】に同じ

植草学園大学

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	・入学試験要項 アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-2】	・オープンキャンパス配付資料	
【資料 2-1-3】	・発達教育学部 面接資料（音読）	
【資料 2-1-4】	・発達教育学部 面接資料（記述）	
【資料 2-1-5】	・保健医療学部 面接資料（質問項目）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	・FD 研修会実施状況	
【資料 2-2-2】	・学校法人植草学園ハラスメント相談員一覧表	
【資料 2-2-3】	・フレッシュマンセミナーしおり	
【資料 2-2-4】	・トライアルコート概要	
【資料 2-2-5】	・理学療法学科研究生授業サポートの記録	
【資料 2-2-6】	・発達教育学部の実習について	
【資料 2-2-7】	・平成 29 年度実習校及び実習園・実習人数一覧	
【資料 2-2-8】	・平成 29 年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者数	
【資料 2-2-9】	・植草学園大学発達教育学部 学びのコンパス・履修カルテ	
【資料 2-2-10】	・U.navi システム「学びのコンパス」概要説明	
【資料 2-2-11】	・「主体的な学修を支える学修記録システム」	
【資料 2-2-12】	・平成 29 年度基礎理学療法見学実習の手引き	
【資料 2-2-13】	・地域理学療法実習 学外実習の手引き 2017 年度	
【資料 2-2-14】	・学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実習 I・II	
【資料 2-2-15】	・理学療法学科設置認可時の実習施設における実習状況一覧	
【資料 2-2-16】	・理学療法学科臨床実習指導者会議資料	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	・平成 29 年度基礎理学療法見学実習の手引き	【資料 2-2-12】に同じ
【資料 2-3-2】	・地域理学療法実習 学外実習の手引き 2017 年度	【資料 2-2-13】に同じ
【資料 2-3-3】	・学外実習実施要項 理学療法評価学臨床実習, 総合臨床実習 I・II	【資料 2-2-14】に同じ
【資料 2-3-4】	・平成 29 年度キャリア支援年間活動計画	
【資料 2-3-5】	・平成 28・29 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き	
【資料 2-3-6】	・平成 29 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き	
【資料 2-3-7】	・平成 29 年度公立学校教員採用選考試験対策講座カリキュラム	
【資料 2-3-8】	・理学療法士国家試験対策プログラム（平成 29 年度）	
【資料 2-3-9】	・進路就職状況の概要	
【資料 2-3-10】	・平成 29 年度発達教育学部教員免許状申請・保育士資格取得者数一覧	【資料 2-2-8】に同じ
【資料 2-3-11】	・年度別教員・公務員採用試験結果合格状況一覧	
【資料 2-3-12】	・保健医療学部主な就職先	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	・学生生活ガイド 2018 年度版	
【資料 2-4-2】	・学友会総会資料	
【資料 2-4-3】	・スカラシップ制度規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 2-4-4】	・平成 30 年度入試スカラシップ制度紹介チラシ	

植草学園大学

【資料 2-4-5】	・学校法人植草学園奨学金規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 2-4-6】	・学校法人植草学園植草こう特別教育資金規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 2-4-7】	・植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 2-4-8】	・植草学園寮(グリーンヒル植草) 入寮契約書	
【資料 2-4-9】	・緑栄祭プログラム	
【資料 2-4-10】	・サークル一覧	
【資料 2-4-11】	・七夕祭り概要	
【資料 2-4-12】	・“緑栄祭花火”概要	
【資料 2-4-13】	・健康管理室相談状況及び罹患状況	
【資料 2-4-14】	・大学における学生心理相談の概要	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	・平成 29 年度講義室, 実験実習室, 演習室配置数根拠資料	
【資料 2-5-2】	・図書館利用状況	
【資料 2-5-3】	・トライアルコート概要	【資料 2-2-4】に同じ
【資料 2-5-4】	・授業科目と履修者数	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	・「満足度アンケート集計結果」	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定, 卒業認定, 修了認定		
【資料 3-1-1】	・履修要項	【資料 F-12】に同じ
【資料 3-1-2】	・学修時間に関するアンケート調査結果	
【資料 3-1-3】	・発達教育学部 学年 GPA 値の推移	
【資料 3-1-4】	・発達教育学部における実習に係る履修要件に関する申し合わせ	
【資料 3-1-5】	・保健医療学部 学年 GPA 値の推移	
【資料 3-1-6】	・授業概要 (シラバス)	【資料 F-12】に同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	・科目ナンバリング及び教育体系	
【資料 3-2-2】	・平成 29 年度発達教育学部教育課程	
【資料 3-2-3】	・発達支援教育学科の教育課程	
【資料 3-2-4】	・英語, 国語プレースメントテスト概要	
【資料 3-2-5】	・学修時間に関するアンケート調査結果	【資料 3-1-2】に同じ
【資料 3-2-6】	・副専攻履修要件	
【資料 3-2-7】	・平成 29 年度第 3 学年評価学臨床実習前 OSCE 手引き	
【資料 3-2-8】	・平成 29 年度第 4 学年臨床実習後 OSCE 手引き	【資料 2-3-6】に同じ
【資料 3-2-9】	・特別講師による保健医療学部の授業の概要	
【資料 3-2-10】	・学生生活満足度調査結果に対する回答	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	・模擬試験実施状況	
【資料 3-3-2】	・授業改善のための実施調査集計結果	
【資料 3-3-3】	・発達教育学部発達支援教育学科: 三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-3-4】	・保健医療学部理学療法学科: 三つのポリシー	【資料 F-13】に同じ
【資料 3-3-5】	・「卒業認定・学位授与の方針」, 「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受け入れの方針」の策定及び運用に関するガイ	【資料 1-2-4】に同じ

植草学園大学

	ドライン	
【資料 3-3-6】	・平成 29 年度学生による授業改善のための実態調査実施要領 他	
【資料 3-3-7】	・平成 29 年度授業報告書	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	・植草学園大学教員選考規程	【資料 F-9 に同じ】
4-3. 職員の研修		
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	・学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 4-4-2】	・学校法人植草学園公的研究費取扱細則	【資料 F-9 に同じ】
【資料 4-4-3】	・植草学園大学研究倫理委員会規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 4-4-4】	・植草学園大学研究倫理審査実施細則	【資料 F-9 に同じ】
【資料 4-4-5】	・研究倫理審査の手引き及び申請書記載要領	【資料 F-9 に同じ】
【資料 4-4-6】	・平成 29 年度教員研究費及び教員研究旅費の取扱い	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	・学校法人植草学園寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 5-2-2】	・平成 29 年度理事会開催日一覧	【資料 F-10】に同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	・平成 29 年度評議員会開催日一覧	【資料 F-10】に同じ
5-4. 財務基盤と収支		
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	・学校法人植草学園 経理規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 5-5-2】	・学校法人植草学園 経理規程施行細則	【資料 F-9 に同じ】
【資料 5-5-3】	・学校法人植草学園 物品管理規程	【資料 F-9 に同じ】
【資料 5-5-4】	・学校法人植草学園 固定資産管理規程	【資料 F-9 に同じ】

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
6-3. 内部質保証の機能性		

--	--	--

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策		
【資料 A-1-1】	・子育て支援・教育実践センター利用案内	
【資料 A-1-2】	・公開講座リーフレット	
【資料 A-1-3】	・若葉区との連携協定書	
【資料 A-1-4】	・若葉区と植草学園大学・短期大学との連携に関する事業実績	
A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性		
【資料 A-2-1】	・子育て支援・教育実践センター利用状況	
【資料 A-2-2】	・公開講座利用状況	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。